

## 平成27年第6回那須烏山市議会12月定例会（第3日）

平成27年11月26日（木）

開議 午前10時00分

散会 午後 4時05分

## ◎出席議員（18名）

|     |        |     |       |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番  | 相馬正典   | 2番  | 小堀道和  |
| 3番  | 滝口貴史   | 4番  | 矢板清枝  |
| 5番  | 望月千登勢  | 6番  | 田島信二  |
| 7番  | 川俣純子   | 8番  | 渋井由放  |
| 9番  | 久保居光一郎 | 10番 | 渡辺健寿  |
| 11番 | 高德正治   | 12番 | 佐藤昇市  |
| 13番 | 沼田邦彦   | 14番 | 樋山隆四郎 |
| 15番 | 中山五男   | 16番 | 高田悦男  |
| 17番 | 小森幸雄   | 18番 | 平塚英教  |

## ◎欠席議員（なし）

## ◎説明のため出席した者の職氏名

|               |       |
|---------------|-------|
| 市長            | 大谷範雄  |
| 副市長           | 國井豊   |
| 教育長           | 田代和義  |
| 会計管理者兼会計課長    | 羽石徳雄  |
| 総合政策課長        | 坂本正一  |
| 秘書政策室長        | 福田光宏  |
| 総務課長          | 清水敏夫  |
| 税務課長          | 小口久男  |
| 市民課長          | 佐藤加代子 |
| 福祉事務所長兼健康福祉課長 | 網野榮   |
| こども課長         | 齋藤進   |
| 農政課長          | 糸井美智子 |
| 商工観光課長        | 堀江功一  |
| 環境課長          | 薄井時夫  |

|        |         |
|--------|---------|
| 都市建設課長 | 高 田 喜一郎 |
| 上下水道課長 | 大 谷 頼 正 |
| 学校教育課長 | 岩 附 利 克 |
| 生涯学習課長 | 佐 藤 新 一 |
| 文化振興課長 | 両 方 裕   |

◎事務局職員出席者

|      |         |
|------|---------|
| 事務局長 | 水 沼 透   |
| 書 記  | 藤 野 雅 広 |
| 書 記  | 大 坪 美 香 |

○議事日程

日程 第 1 一般質問について（議員提出）

---

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

**〔午前10時00分開議〕**

○議長（佐藤昇市） 皆さん、おはようございます。平成27年第6回那須烏山市市議会12月定例会、一般質問2日目であります。本日も、足元の悪い中、議会傍聴に足を運んでいただきまして、大変ありがとうございます。

ただいま出席している議員は18名全員です。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

日程に入る前に、昨日の中山議員の一般質問において答弁漏れがありますので、教育長から報告させます。

田代教育長。

○教育長（田代和義） 昨日の質問の際に、全国学力学習状況調査の中で新聞を読んでいる小中学生の割合について御質問いただきましたが、その際、ちょっと手持ち資料がありませんでしたのでお答えを留保させていただきましたが、おくれましたが報告をさせていただきます。

小学校6年生につきましては、ほぼ毎日読んでいるという生徒が8.5%。それから、週に1回ないし3回程度読んでいるという生徒が15.6%。合わせて24.1%になります。中学校3年生につきましては、ほぼ毎日が7.2%、週に1回から3回程度が10.6%で、合わせて17.8%というような数になっております。

以上御報告いたします。大変申しわけありませんでした。

○議長（佐藤昇市） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

**◎日程第1 一般質問について**

○議長（佐藤昇市） 日程第1 一般質問を通告に基づき行います。なお、議会運営に関する申し合わせにより、質問者の持ち時間を質問と答弁を含めて90分としておりますことから、議長において時間を計測し、持ち時間の90分を超えた場合は制止いたしますので、御了解願います。質問、答弁は簡潔明瞭に行うよう、お願いいたします。

通告に基づき10番渡辺健寿議員の発言を許します。

10番渡辺健寿議員。

**〔10番 渡辺健寿 登壇〕**

○10番（渡辺健寿） 皆さん、おはようございます。一般質問2日目でございます。傍聴席の皆様には、雨の中、連日足を運んでいただきまして大変ありがとうございます。

議長から質問の許可を得ました10番の渡辺健寿であります。早速質問に入らせていただきます。質問は5項目ほどでございます。順に入らせていただきたいと思います。

まず、1つ目ではありますが、地方創生事業の取り組みについてをお伺いしたいと思います。先ごろ、全国のモデルとなる地方創生関連事業に取り組む自治体向け交付金を全体の約4割に当たる自治体に配分する旨の報道がありました。当市としてはどのような計画を準備されたのか伺うものであります。また、今回は採用されなかったようではありますが、今後の計画についてもお伺いするものであります。

内容を見ますと、47都道府県全てに配分があったようではありますが、計画が提出されたのが107億円、栃木県においては県事業として4事業、3億700万円、うち採択されたものは3事業で1億5,700万円という報道であります。

全国で677自治体が申請し、うち本県は13市町から20事業、4億5,000万円とのことであります。うち採択されたのが5市町の足利、小山、壬生、塩谷、那須ということですが、8事業で1億3,800万円であります。

採択されたものの傾向として、近隣自治体間の連携による事業とか、あるいは観光とかが優先されたと思われるものであります。地域間連携が計画になかったがために当市のもものはだめだったのではないかなと思われま。

例えば計画段階で、ここは広域行政やっております、広域とかあるいは近隣市町と一緒に八溝そば街道の事業などもやっております。あるいは観光事業の大きな目玉とすれば山あげ祭等もございます。これらは計画の段階で検討されたのか、されなかったのか。何か難しい点があって計画に入ってこなかったのか。そういったところをあわせてお伺いしたいと思います。

平成28年3月までに計画策定とのこと昨日、説明にありました。年内には戦略もつくと、新年度予算にも反映するというのも市長の説明にございました。規模はどの程度になるのか、あわせて御説明をいただければと思います。

2つ目の環太平洋連携協定、俗に言うTPPによる影響と対策についてであります。関税の撤廃に伴う、とりわけ農業への影響は大きく、生産現場である農家にどう説明し、どう誘導していくのか、対策について伺うものであります。

本市は、TPPに関する首長アンケートの内容でいきますと、賛否にはやや反対、自治体独自の対策は今後検討するとありました。この今後検討の内容について説明をいただければと思います。国としましての説明は、先ごろ農政局単位ですね、この地域で言えば関東農政局であります。あつたようではありますが、こんな程度はとても末端まで浸透するものではございません。全くだめであります。

実際に現場に入れるためには、県の出先の担当者あるいは市、町、農業団体等において対応しなければならないのが、全ての農政の事業であります。現時点で説明はどの程度市に届いているのか。どんな程度の説明がなされているのか。また、これらの対策についての説明は担当

者は県を通じて説明を受けているのかどうか。受けているとすれば、どの程度の理解がなされているのかをお聞きしたいと思います。

今回のT P Pについては、対応次第では農業生産のみならず、農村の地域全体が加速度的に衰退してしまうおそれがあるということでもあります。今までの米の生産調整程度の対応では全く比較にならないほどの大きな問題とも思いますので、お伺いするものであります。農業への影響額、昨日、農政課長からありましたが、考え方はわかりましたが、ちょっと試算の冒頭が狂っていると思いますが、まあこれは後でお伺いします。

今回の制度の内容を見ますと、所得補償の充実をうたっているようであります。また、昨日、市長も所得保障の充実を強く訴えるということでもありました。制度の考え方をちょっと見ますと、今までは国費で所得補償の部分をやっていたんですが、生産者にも一部負担を求め基金を造成する、いわゆる10年前、20年前やっていたとも補償のような内容かなと理解がとれるわけではありますが、こんなことで対応したいんだと記事が読み取れました。

農畜産物の関税撤廃は、政府に農政に対する原資がなくなるのは事実であります。政策そのものがじり貧、あるいは年次を追うごとに撤廃されるおそれもあると考えるものであります。これらも含め、十分な対応が必要と思われます。市としての取り組みは、現在、活動の母体となっております農業再生協議会で対応するのか。あるいはもっと拡充強化策を考えておられるのか。あわせてお伺いしたいと思います。

そこで、ちょうど昨日ですか、総合的なT P P関連政策大綱が決定したようであります。にわかづくりの政策大綱でありますから、そんなに内容を細かく煮詰めてあるとは我々は理解できません。農水対策の予算としまして3,000億円台半ばというお話であります。3,000億円台半ばというと、3,500億円という仮の数字を読みますと、平成14年度が2,781億円ですから、プラス719億円、125%という大きな数字に大枠では見えるわけであります。

これだけの事業を細かな細分化した事業として使うのもある程度限度があると思われれます。当然その中には、農地の大区画化なども入ってくるものと思われれます。予算は大区画の場合には農政事業であります。実際に経済効果を生み出すのは土木関連事業になるのかなと思われれるわけであります。

対策のごく1つとして提案でございますが、今回、通告には載せておきませんでしたけれども、市内各地の農産物直売所も生産者の高齢化で行き詰まり等が見られつつあります。これらを集約統合して、参加してもらうことを前提に長年の課題として調査研究されてきました道の駅の問題もそろそろ方向づけを出していただけないものか。新規加入者の開拓にもつながるわけありますし、今申しましたようなT P P関連で、大枠だけはかなり増えた数字を出されて

おりますので、国土交通省関連の事業の要件緩和は期待できないと思いますけれども、農政関係の補助要件の緩和というものはあるいはあるのではないかと思います。

こういったことが確認できるのが前提になろうかと思いますが、もうそろそろ国道が通っていて設置のない自治体はないということでありまして、結論を出していく必要があるのではないかと。もう多分10年以上、この話は続いていると思います。昨日の庁舎の問題も10年経過しているわけですが、市民にとっては夢を見させてもらいました。10年といえど3,600日からの毎晩夢を見させていただき、朝になると覚めてしまっているということが繰り返されているわけでありまして、本当にここ二、三年と言わず一、二年の間には方向づけを示していただく必要があるのではないかと考えるものであります。

3点目、ふるさと応援寄付金についてであります。ふるさとや応援したい自治体に寄付すると税金が軽減される制度であります。当市では平成20年から平成26年までの7年間で169件、1,726万円ほどの寄付をいただいたということでありまして。6月の定例会でも実績と対応等について質問申し上げましたが、寄付者に対する特典の拡充策について、いち早く対応されたようであります。

拡充策の内容につきまして確認させていただきたいということと、これらを周知徹底するためのPR対策及び寄付金の目標額、平成27年度は1月から3カ月しかありませんけれども、平成28年、平成29年を含めてお示しいただければと思います。

また、寄付者への返礼品の贈呈はいつなのか。その都度なのか。年に何回かに区切ってやられているのかも説明いただければと思います。

4点目、市生活排水処理構想策定について。上下水道課の事業だと思いますが、構想策定業務委託の内容について、10月には業務委託の内容が示されたと同っておりますので、内容について説明いただければと思います。また、年次別加入件数は何件あるのか。直近の一、二年であります。下水道接続促進策は、加入条件の緩和対策は検討されているのか。例えば複数の家庭で3軒とか5軒がまとまって同時加入するので一部割安条件等を出すというのも促進策の1つかと思うんですが、これらもあわせて説明いただければと思います。

5点目、烏山中学校体育館後ろ、北側の通路舗装について整備計画があるのかどうかを伺います。夜間の部活動、生徒あるいは小学生の児童も夜間、烏山中学校の体育館を使っている現況であります。一部です。夜間でありますから保護者の送迎が必須になっております。一方通行で利用している状態ではありますが、本当に一度通るとわかりますけれども、でこぼこで水たまりが多く危険でありますので、計画がされるのかどうかを伺うものであります。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま10番渡辺健寿議員から、地方創生の取り組みについてから、烏山中学校体育館裏の通路舗装について、5項目にわたりまして御質問をいただきました。順序に従いましてお答え申し上げます。

まず、1番目の地方創生の取り組みについてお答えをいたします。議員御指摘の全国モデルとなります地方創生関連事業に取り組む自治体向け交付金につきましては、地方創生先行型交付金の上乗せ交付分ということでございます。本県では、御指摘のように、栃木県と5市町の11事業が全国のモデルとなる先駆的事业として認められました。

本市におきましては、議員全員協議会で説明をさせていただきましたが、官民協働によりメディアを通じて観光資源を再発掘、活用し、交流人口の増加による地域の活性化を目的に、番組制作によるテレビを中心とした県内外への情報発信並びに映像コンテンツを活用し、スマートフォン向けの動画による観光ガイドやスタンプラリー等のアプリの開発を申請いたしましたが、採択には至りませんでした。

本市の総合戦略につきましては、平成28年3月の策定に向けて取り組みを進めておりました。進捗状況につきましては、昨日の平塚議員の答弁でもお答えをさせていただきましたが、本年7月に公表いたしました人口ビジョン骨子（案）に基づきながら、人口減少の抑制を図り、将来にわたって住みなれた地域で安心して生活が送れるよう、存続可能な年齢構成の人口構造を目指すことといたしまして、総合戦略の策定を進めております。

また、総合戦略の内容につきましては、総合戦略策定に向けた基本的方向で示しました「安定した雇用の創出」、本市の魅力発信と観光資源等を活用した「新しいひとの流れをつくる」「若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる」「時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守る」。この4点を基本目標として施策を取りまとめております。各施策がまとも次第、議員各位の御意見を伺いたいと考えております。

人口減少対策につきましては、総合計画後期基本計画の中で、人口減少に視点を置いて各施策を展開しております。そのため、総合戦略策定につきましては、これまでの取り組みを検証し充実を図る。また、本年度から実施をしております地方創生先行型事業の取り組みを確実に継続をしていくことも大変重要と考えております。さらには、財源に限りがございますので、全国のモデルとなる先駆的事业を参考に国の施策を有効に活用し、人口減少に歯どめをかけるための積極的な取り組みと人口減少に即した効果的、効率的なまちづくりを進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、TPPによる影響と対策についてお答えをいたします。TPP問題につきましても、昨日平塚議員にもお答えをしたところでございますが、農林水産省による野菜、果実21品目

のT P Pの影響分析が新聞等に掲載されました。

本市でも生産の多い梨は、国内消費量に占める輸入量の割合は極めて低いわけではありますが、イチゴなどは2%程度。ほぼ全量が米国産であり、業務用で6月から11月に輸入をされ、国産の出回りの11月から5月とは時期的にすみ分けされるために、特段の影響は見込みがたいとありました。しかしながら、輸入相手国が現状と変わる可能性などから、長期的に国産価格が下落する懸念も示されております。

米などは高額な関税がかかっているために、外国産米はほとんどないのが現状であります。もし今後、関税が撤廃されるのであれば、米の国際価格は10キロ500円程度でありますから、国内の流通経費を加えても10キロ1,000円程度で買えるということになると思えます。また、日本の米の関税がゼロということになれば、当然日本向けに短粒種の米も海外で栽培されるようになるかもしれません。そういうことになれば、国産米の生産は激減し、水田は壊滅してしまう危惧があるわけでございます。

国では、水田活用の支援といたしまして、毎年8万トンも減る主食用米の需給に対しまして、主食用にかわる飼料用米の生産拡大を本作化いたしました。今年度の米価下落への危機感もございまして、2004年産に生産調整が現行の仕組みになって以降、初めて生産数量目標を達成する見通しとなり、今後も農業の競争力強化のためには飼料用米の生産拡大は重要であると考えております。

政府与党におきましては、今月中にはT P Pの農業対策をまとめると言っておりますが、その動向も見極めていきたいと思えます。きのうは、御指摘のように、総合政策会議が行われたようであります。

今後、市といたしましても、でき得る限りの方策を検討いたしまして、農家への不安が少しでも解消できるよう、適切な情報の伝達と経営の安定、経営支援対策による守りの支援を充実できるよう、施策を検討いたしまして、関係機関と連携をしながら農家を先導してまいりたいと考えております。

ふるさと応援寄付金についてお答えをいたします。現在のふるさと納税制度につきましては、総務省が公表しておりますふるさと納税に関する現況調査結果についてによりますと、平成27年度上半期における全国の実績は、寄付受入額といたしまして約453億円、前年度同期約3.9倍、件数は約228万件で前年同期約3.7倍となっております。既に昨年度の実績を大幅に上回っている状況から、全国的に住民の関心度が年々増加をし、制度が活発化しております。

今回、本市が取り組む拡充策につきましては、大きく2つの拡充策を柱とさせていただきます。まず、1つ目は、寄付者への特典の充実を図ることです。今回、全ての寄付者に

旬の観光情報パンフレット及び市のイメージキャラクターグッズを贈呈することといたしました。また、それらに加えて、寄付額に応じた返礼記念品について次のとおり細分化をし、拡充を進めることといたしました。

5,000円以上1万円未満の寄付者に、市が開発に携わった特定の記念品。1万円以上3万円未満の寄付者には5,000円相当の記念品。3万円以上5万円未満の寄付者に1万円相当の記念品。5万円以上10万円未満の寄付者に2万円相当の記念品。10万円以上の寄付者に3万円相当の記念品というように、以上のとおり、今まで以上に市の魅力発信を全国の方々に向けて行えるよう、平成28年の1月より制度開始いたします。

2つ目といたしまして、記念品に対する協力事業者の募集であります。本市には農産物や特産品はもとより、全国に誇れるグルメ、人材、体験サービスといった魅力ある資源が数多く存在いたしております。ふるさと納税制度を通じまして、地元の消費拡大や販売促進などの相乗効果を期待をし、かつ全国に向けて多くのヒット商品が生まれることを目的とし、市内の法人、個人の事業者を対象に、広く募集を開始いたしました。市内の事業者の皆様には、ぜひこの機会にアイデアあふれる商品、サービスを御用意いただき、自社製品等のPRと販路拡大に御活用いただきたいと熱望するものでございます。

制度の周知につきましては、引き続き市のホームページやふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」を通じて発信するとともに、これまで応援をいただいている市にゆかりのある方々や各種イベント等においても全庁的に連携し、情報発信をしてまいる所存でございます。

平成20年度以降平成26年度決算までの7年間におきましては、延べ109件、金額1,730万円の寄付受け入れがなされてまいりましたが、1件当たりの金額を平均いたしますと16万円程度ということになります。件数的には平均15件程度でありますので、今回、返礼記念品を贈呈する金額を細分化し拡充しましたことから、件数的には20倍程度に増加するものと期待をいたしております。

過去の単年度で寄付金受入最高額が約500万円程度でございましたので、20倍と見積もりますと1億円、その1億円突破を目指してまいりたいと思ひまして、その目標額が達成できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

4番目の市の生活排水処理構想策定についてお答えをいたします。生活排水処理構想は、下水道施設、集落排水施設、浄化槽施設等の生活排水処理施設ごとの整備区域及び整備手法、そして将来における整備目標を明確にしたものでありまして、全県下において生活排水処理施設の整備をより効果的に進めていくために策定するものでございまして、5年ごとに見直しを行うこととなっております。

栃木県におきましては、平成26年1月に、国土交通省、農林水産省、環境省の3省から構

想の早期見直しを求められたことを受けまして、今年度に見直し改訂作業が進められております。本市におきまして、県の見直しと作業にあわせ、平成21年に策定いたしました本市の生活排水処理構想を基準として、構想見直しの策定業務を委託してきたところであります。

市の生活排水処理構想の見直しに当たりましては、汚水処理施設に関する施設の整備の現況と関連計画の策定状況、人口、家屋の現況と見通し、水環境の現況等、土地利用の現況と見通し、地理的、地形的特性の把握といった5項目を把握するための基礎調査を実施いたしております。

次に、基礎調査データに基づきまして、既整備区域等における現況の把握、設定の検討を行い、汚水処理施設の有する特性、経済性等を総合的に勘案の上、地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法を選定することといたしております。

あわせて、経済比較を基本といたしまして、平成28年度から平成37年度までの10年程度を目標とした各種汚水処理施設の整備の概要等も含めまして、市といたしまして生活排水処理構想素案を策定中であります。

構想の素案につきましては、市内全域における汚水の生活排水処理施設に関する整備手法について、方針をまとめているところであります。その概要についてであります。下水道事業につきましては、平成24年度、公共下水道の計画見直しにより区域を縮小しておりまして、南那須処理区は南大和久地区を除いた既整備区域とし、烏山中央処理区は烏山市街地における用途地域内既整備区域及び平成24年度に認可拡大を実施いたしました中央1丁目から3丁目の地域で、一部用途区域の未認可区域を除く地区を整備推進区域といたしました。

農業集落排水事業につきましては、興野地区の既整備区域とし、平成21年度の時点と変わっておりません。

集合処理を実施をしている民間開発の住宅団地につきましては、そのままその他の集合処理といたしました。また、その他の区域以外につきましては、個人設置による浄化槽整備の推進地域としたところであります。

平成28年1月を目途に、那須烏山市生活排水処理構想素案の策定を完了させ、栃木県に提出をする予定といたしております。その後、県において各市町が策定した構想素案が集約をされまして、平成28年3月までに平成27年度栃木県生活排水処理構想が策定される見込みであります。

5番目の烏山中学校体育館の通路舗装についてお答えいたします。烏山中学校体育館脇からプール等の間の通路につきましては、現在、砂利敷きでございますが、車のわだち等によりましてくぼみができまして、大雨の後などは深い水たまりとなっております、通行に支障を来している状況であることは承知をいたしております。

今年度、烏山中学校プール管理棟の改築工事とともに、使用していない飛び込みプールの解体を行い、解体後の敷地は駐車場として使用できるよう砂利敷きで整地し、この通路及び周辺につきましても同様に整備をする予定でございます。

舗装の整備計画につきましては、今後、利用計画や状況を十分検討し、体育館及びプール棟周辺の舗装等の環境整備を行いたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、答弁終わります。

○議長（佐藤昇市） 10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） 一通り回答いただきました。再度確認させていただきます。地方創生の取り組みについてであります。交流事業、観光面の交流事業あるいは安定雇用の創出、人口減少対策、これらを中心に検討している。一次的に出されたのは交流事業の案件だというふうに聞き取ったんですけれども、そういう内容であったということによろしいのか。また、今回、採択に至らなかったんですけれども、これから来春に向けてまとめ上げるのは、今申し上げたような内容が主体に計画されていくというふうに理解してよろしいのか、確認させていただければと思います。

○議長（佐藤昇市） 福田秘書政策室長。

○秘書政策室長（福田光宏） 今、渡辺議員の御質問、2点あると思います。1点目の今回、地方創生の先行型のタイプ1で、那須烏山市観光情報発信プロジェクトとして1,850万円を申請しましたが採択に至らなかったという点と、もう1点は、これからの地方創生についてどのような申請をしていくかという2点だと思います。

1点目の今回、タイプ1で観光情報ということで、本市の魅力をPRするという点で申請をいたしました。広域的な連携等不十分だった部分がありますので、できなかった部分があります。今後は今回のことを教訓に進めていきたいなと思っております。

2点目の今後の地方創生をどのようにするかという御質問だと思うんですが、地方創生につきましては、総合戦略につきましては、現在、策定中でございます。ほぼ原案作成の段階でできておりますが、この地方創生の総合戦略ですね、今後皆様の御意見等を聞きながら進めていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） 採択に至らなかったのは、観光情報の発信に絡む事業だと。

1,800万円で計画を出したんだということでもあります。採択のされている実例を見ますと、観光関連の事業とか自治体間の連携事業が多かったように見受けられるんですけれども、この

観光情報の発信に絡む点は継続して、またもっと一歩進んだ内容で出していくという考えでよろしいんでしょうね。

それと、近隣自治体間の連携による事業、例えばここでは広域行政もありますし、先ほど申しました八溝そば街道事業等もあるんですが、こういった県もそうですけれども、市町村においても自治体間の連携事業が優先的にとられたというふうな新聞報道でありましたのですが、そんな内容は検討のテーブルに乗ったことはあったのか、なかったのか。また、これから考えていこうというメニューに入っているのか、入っていないのか。その辺をちょっと考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（佐藤昇市） 福田秘書政策室長。

○秘書政策室長（福田光宏） 今回の観光情報発信プロジェクト事業で、広域連携を考えなかったかという御質問だと思います。広域連携については、今回は検討しておりませんでした。なぜ、検討しなかったかという、本市の知名度はまだまだ低い状況であります。単体によるPRは行っておりますが、効果的なPRができていないのが現状であります。特に、平成28年11月には、山あげ行事がユネスコ無形文化遺産に登録されたり、ジオパーク構想の設立を予定しております。このような状況を鑑みまして、官民協働によるメディアを通じて魅力を発信したいということで市独自の申請でございました。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） 今までの経過についてはおおよそ理解いたしました。近隣の市ではその周辺市町などに声をかけながら、いろいろ自立圏構想だとか何とか手を打っている県北の大きな市、2つほどございますけれども、そういったところにはうちの市は入っていないようでもありますけれども、そういった取り組み、そういったものを何か政府のほうでは優先的に採択したような傾向があるのではないかなと思われたものですから取り上げた次第であります。そば街道なども近隣の市町合同でやられているのですから、今後検討されてはいかかかなと思うものであります。これは昨日も十分同僚議員から質疑等がありまして、もまれた内容でありますので、この辺にしたいと思います。

2つ目の環太平洋連携協定に絡む問題であります。今までにどの程度の説明などを受けておられるのか。市に対してですね、国あるいは県等からどの程度の情報伝達、我々は新聞とテレビしかないんですけれども、どの程度の内容が知らされているのか。まず、それをちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（佐藤昇市） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） 説明ということでございますが、国の、先ほど議員の質問の中

にありましたとおり、関東農政局での説明会というお知らせはありました。その件につきましての資料の提供ということで、関東農政局での説明会のほうには出席しておりませんが、その資料ということでいわゆる合意の内容と影響ということで、新聞報道等であるとおりで思っております。

そのほか県の説明とかにはまだ至っておりません。きのう、ちょうど大綱等が発表になりましたので、今後、県の振興事務所単位もしくは県単位ということで説明会等があるのではないかと考えております。

○議長（佐藤昇市） 10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） その程度かなとは思っておりましたが、これからどんどんおろされてくるものだと思います。

昨日も農業への影響額の話がありました。3兆円とも言われているというのから始まりまして、当市の影響額はという説明、課長からありましたが、算出の流れはそれで正しいと思えますけれども、冒頭の市内の農業生産額、このとらえ方がちょっとうちば過ぎたので、参考にと考えまして申し上げたいと思います。

J Aの販売高の取扱高35億4,000万円を基礎にされておりました。しかし、これはあくまでもJ Aの農家から委託を受け販売した額であります。市内の生産額といいますと、それよりもはるかに多いわけでありまして、J Aの系統取扱高はおおよそ60%程度、最近ここ1年にはもっと落ちているのではないかと思いますから、この35億円何がしを0.6で割らないと管内の生産額にはならないわけでありまして。

これは米のたとえでありまして、野菜とか果物においては扱い率はおおむね80%ですから、0.8で割らざるを得ない。さらに、畜産物においては、肉牛程度は現在家畜商の方も減っておりますので、おおよそ含まれているかと思えますけれども、大きなウエートを占めております畜産の酪農については、全くこの中には入っていない。それらを加味しますと、0.6の数字が出ましたから0.6で割ってもいいんですが、膨大な数字になります。50数億円になるんじゃないかなと思います。頭の数字が狂いますから、影響額も当然十四、五億円の単位の影響数字になろうかと思えます。

これは、市内の最大の農業生産額に統計上入っております業者畜産の場合にはこれに全く入っておりません。業者畜産は除いたとしても、先ほどの数字、農家の生産額としてもその程度になろうかと思えます。これは参考まででありますので説明はいいですが、もし、こちらで言っているのが間違っていれば説明いただきたいと思いますが、この程度にしておきます。

一番は関東農政局から資料をもらったと、県からの説明はまだこれからだということでありまして、市として市内の農家にどう取り次ぎ誘導していくのが最大の問題であります。現在

あります農業再生協議会等を母体に周知徹底をするという考えでおられるのかどうか。まず、それをちょっと。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 渡辺議員は大変農業に対して造詣の深いということでございますので、大変御指摘をいただいておりますありがとうございます。いわゆる地域再生農業協議会は国、県、市と連携をした協議会でございますので、そういったT P Pに関する説明はそれを核として行われているものと思いますし、私もそうしたいと思います。

またさらに、農協さんとの連携事業もやはり視野に置くべきかなと、このように思っておりますので、いろいろとあらゆる角度からでき得る説明はしていきたいと考えておりますので、その辺のところの御指導もいただきたいなと思っておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） それと、先ほどもちょっと触れましたけれども、大枠での関連政策大綱が示されたということで、その中には25%増にも当たるような大枠が示されているということでもあります。繰り返しになりますが、農政関係で補助要件等の緩和がちょっとでも見られれば、10年来の課題の道の駅等も結論をぜひともここ一、二年で出していただきたいと思うんですが、きょうは、やる、やらないは言えないと思いますけれども、そういったことを見ながら、市長、判断される時期に来ているんじゃないかなと思われませんが、考え方だけをお聞かせいただければと思います。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 今、市内の直売所は7カ所であると思っておりますが、今、地産地消を目途に直売所の皆さん方が本当に頑張っておられて、そういった意味では本当にこの地域の農業の核となって推進をしていただいております。

そのようなところをこれから先の10年後の農業を見るに、T P Pの影響は必ず出てまいります。したがって、とにかく市としては、この政策大綱も今回、3,000億円程度の補正予算ということで、きのう公表がありましたけれども、当面はこの補正予算で何とかしのげるかなと思いますけれども、これは当面の策であって、政策大綱を見ましても、抽象的な視点がかかなり多いですね。そういうことからすると、やはりまだまだこの国が言っている攻めの農業、守りの農業にしても、具体策が見えてきません。

そういったところから、やはり10年後のこの市の農業を考えるときには、必ずT P Pについて所得が下落をする。そういったところも鑑みますと、そういうひとつの雇用、あるいは自分で地産地消を心がけるような策はやはり必要であると思っております。

そのようなところから、今、道の駅というお話を受けましたが、この総合計画の後期計画の

中で、それまでにはそういった方針をやはり出していきたい。このように思っておりますので、ひとつ今後とも議員にはそういった御指導方、いただきますように、また、御鞭撻もいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（佐藤昇市） 10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） あくまでも先ほど触れましたとおり、市内に7カ所ある直売所の生産者の高齢化ということでもありますので、この方たちがあくまでもその直売所で頑張るんだということであれば競合する部分がおきますから、これは控えることが必要かと思っておりますけれども、集約、統合し、参加してもらおうということを前提に、さらに新規加入者の開拓ということも考えて決断していただければと思っている次第であります。

3番目のふるさと納税についてであります。先ごろ、お知らせ版で協力事業者、特産品の協力事業者を募集したようでありますが、これらの応募等の内容をもしつかんでおられれば、どの程度の応募があったか、お知らせいただければと思います。

○議長（佐藤昇市） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） 特産品の関係でございますが、11月1日のお知らせ版、それから市のホームページ、新聞報道等もいただきましてPRをさせていただいたところがございます。現段階で一応11月30日までのということで期限を区切って募集をしたところがございますが、現在の応募状況でございますが、まず、正式な申請をいただいたのが3団体でございます。そのほか申請に向けて現在、お問い合わせをいただいているのが5団体ということで、8団体のほうから何らかの形で御相談をいただいております。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） いずれも今のお話ですと団体ということでもありますから、市内の業者はまだ含まれていないということになるんでしょうか。

それと、常々この地域の最大の農業生産物は米だと市長がおっしゃっております。農協からももちろん出なきゃだめなんですけれども、米などの問い合わせといいますか、計画等は耳にしておられないんでしょうか。お伺いします。

○議長（佐藤昇市） 坂本総合政策課長。

○総合政策課長（坂本正一） ただいま8団体と申しましたが、正式に申しますと7団体と、1個人ということがございますが、いずれも7団体、個人につきましては市内の方から御相談をいただいております。1団体は事務所は市外にございますが、那珂川のカヌー体験等のことで御提案をいただいております。

それから、お米の関係でございますが、正式に申請をいただいているのが1団体、市内で生

産されたコシヒカリを特産品として提供したいというようなことで御相談をいただいております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） およそわかりました。特産品についてはそんなことで応募を優先して選抜していくということであります。今回、特に農業体験とか野菜づくり体験とかゴルフのバック旅行とかも含まれて示されましたが、これらは市当局のほうから相当働きかけしていないと、ただ、応募を待っていても難しい問題かなと思われませんが、それらの考えも含めてあるのかどうかちょっと確認をさせてください。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 今、課長から報告がありましたのは8団体ということでございますが、これはちょっとやはりまだまだ少ない数でございますので、まだまだ特産品あるいはそういう農産、畜産以外に本当に全国にも誇れる著名なものがございます。そういったところも含めて、私が今後直接トップセールスに行って勧誘をしてみたいと考えておりますので、ひとつこのことについても、その情報等は議員各位からもお寄せいただければと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

なお、11月末で一次は締め切りますが、随時これからも募集は行っておりますので、とにかくそういうところで柔軟な対応をさせていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いします。

○議長（佐藤昇市） 10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） そういうことで、ぜひともこれだけメニューをたくさんお示したわけですから、内容もついてくるように働きかけあるいは推進もお願いできればと思います。

生活排水の問題についてであります。5年ごとの見直しで下水、集排、浄化槽等の話だということでもあります。去年、ことしあたりの新規加入件数、加入率が毎度問題になっているわけでありまして、加入件数はどのくらいあるのか。それと、加入を進めるために接続いただくための促進策、何か考えておられるのか。また、考えじゃなしに、実際に実行に移されているのかどうか。お聞きしたいと思います。

接続の促進策については、私自身らも、もうつくった当時、間もなく加入しているわけでありまして、かなり高額を必要とする要件で加入しているわけですが、早く入った方と現在これから入る方で、その促進策を強くやると不公平感が出るというお話もありましたけれども、もうそれは覚悟で促進策も打っていかないと加入は進まないとい々は考えるんですけども、その辺の考えをちょっとお聞かせください。

○議長（佐藤昇市） 大谷上下水道課長。

○上下水道課長（大谷頼正） ただいまの質問に対してお答えします。

まず、接続数なんですけど、平成26年度の実績では南那須地区が477件、烏山地区が386件で、全部で863件になっております。水洗化率にしますと南那須地区は88.2%、烏山地区は33.5%という状況になっております。

それと、促進策なんですけれども、これまでは単独浄化槽の撤去費に伴う助成ということで1件当たり10万円を行っております。また、今年度からなんですけれども、加入促進のために個別訪問を実施しております。今後につきましても、加入促進のための個別訪問を随時実施していきたいと思っております。また、それ以外の加入促進策ということで、渡辺議員からも貴重な意見をいただきましたので、これからの参考にしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） 質問が明快でなかったのかどうか。直近の新規契約者がどの程度あるのかなということ伺ったわけでありまして。例えば昨年でもいいですけども、新たな加入者、これは何件ぐらいあったんでしょうかということをお聞きしました。もし、手持ちがなければ後でも結構ですから、それをお示しいただければと思います。累計ではなくて直近の加入者です。

それと、下水の促進策、合併浄化槽の撤去補助10万円、これをやられているのは承知しております。しかし、加入の条件を緩和、金銭的なことでありますが、緩和して推進も必要ではないのかなということをお聞きしたつもりであります。

それともう1点、近隣の方が3人なり5人なり、一緒に加入するということであれば、お茶飲み話の中でまとまって一緒に加入したいんだということになれば、少し優遇措置はとれないのかなということをお聞きしたつもりなんですけど、市長、そこら辺の要件緩和等はどうかうね。どう考えられますかね。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 加入率については、いつも決算議会におきましても、また、監査委員の御指摘もいただくところございまして、大変苦慮している問題でございます。特に、烏山市街地につきましては、いろいろと諸般の事情はあるんですけども大変低いということございまして、何とかこれを加入率を高めるというようなことで頑張っているんですけども、なかなか伸びない。そういったところを促進するにも、今の御提言は建設的な御提言と受けとめておりますので、ちょっと内部において検討させていただきたいと思っておりますのでよろしく願います。

○議長（佐藤昇市） 10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） 最後の体育館北側の通路の問題であります。先ほどの回答ですと、今年度飛び込みプールを解体するということでありまして、その後に周辺整備も計画されるということでもあります。これは、平成28年度に計画されると理解してよろしいのかどうか。どっちになるかお願いしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 岩附学校教育課長。

○学校教育課長（岩附利克） 烏山中学校体育館裏の舗装につきましては、現在、先ほど市長のほうから申し上げましたけれども、プールを解体して改修するというところでやっております。あわせて、中学校の体育館脇も現在、駐車場等になっていますので、その辺もあわせて、将来的というか、平成28年度ということではないんですが、設計をしないと、雨水排水まで含めてやらなくちゃいけないということで、実際の測量、設計をいたしまして工事をしたいというふうに考えております。できるだけ早い機会にやりたいというふうには考えております。

よろしくをお願いします。

○議長（佐藤昇市） 10番渡辺健寿議員。

○10番（渡辺健寿） やはりやりたいという方向はわかりましたが、平成28年かどうかはちょっとクエスチョンマークということかと思えます。

1週間、10日前には、ビニールテープを張って通行どめになっていたようですが、あれはいち早く工事でもやるのでとめておくのかなと思って見てきたんですが、そういう意味じゃなくて何か別な意味でとめたのかな。非常に狭いですから、保護者の、ほとんどお母さん方ですけれども、夜、雨の日など、あの狭いところ、一方通行で行かざるを得ない。Uターンがなかなか難しい場所ということなので、そんなに悠長に先送りしないでやってもらったらよろしいんじゃないかなと。車1台通る分の幅しかしないんですから、そう思います。

来年の約束はできないということですから、もう少し言いますが、できれば来年やったらそんなに大きな事業じゃないと思いますから、周辺整備の一体化としてやるということになると、ちょっと大きくなるかもしれませんが、要望したいと思います。

通告した60分ちょっと過ぎちゃいましたので、私の質問、これで終わりにします。

○議長（佐藤昇市） 以上で、10番渡辺健寿議員の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開します。

先ほどの渡辺議員の一般質問の答弁に一部誤りがありましたので、農政課長より訂正の発言を許します。

糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） 先ほど渡辺議員に対する市長の答弁の中で、直売所の数について7件と申し上げた件につきまして誤りがありましたので訂正させていただきます。農政課のほうで把握している直売所の数につきましては、現在8件ございます。直売所8件ありますので訂正させていただきます。

○議長（佐藤昇市） 次に、上下水道課長より、答弁漏れについてお願いします。

大谷上下水道課長。

○上下水道課長（大谷頼正） 先ほどの渡辺議員の質問に対して答弁漏れがありましたので報告します。下水道の平成26年度の増加分ですけれども、烏山が22件、南那須が3件、合わせて25件になっております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 通告に基づき8番渋井由放議員の発言を許します。

8番渋井由放議員。

#### 〔8番 渋井由放 登壇〕

○8番（渋井由放） 皆さん、こんにちは。8番渋井由放でございます。きょうは、冷たい雨が降る中を、議場に足を運んでいただきましてまことにありがとうございます。また、遠く那須町のほうから、議員がお見えになっております。ありがとうございます。

ただいま佐藤議長より発言の許しをいただきました。一般質問通告書に従いまして質問をさせていただきます。執行部におきましては、明快なる答弁をお願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。本日の質問は6点です。1点目は、敦賀市に投棄をされた一般廃棄物の焼却灰の処理についてであります。全回も同様の質問をさせていただきました。敦賀市は、津山圏域東部衛生施設組合に約1億9,200万円を求め、福井地裁敦賀支部へ提訴をしたところでございます。

現在は裁判が行われている最中であると思いますが、もちろん南那須地区の広域行政事務組合は当事者ではありませんが、判決によっては当組合が当事者になる。このようになると思います。当然のことながら、裁判の行方を見守っていると思いますけれども、裁判が現在、どのように進行しているのか。これについて何うものであります。

2点目は、環境基本計画と建設発生土の処理についてであります。平成14年11月22日に環境省の中央環境審議会より、今後の廃棄物リサイクル制度のあり方についてが意見具申さ

れたところでございます。その中で、汚染土壌以外の建設工事に伴う土砂については、現在、約9割が公共事業に伴い生じるものであるから、まず、その発注者である公共主体が発生土砂の適正な利用や処分を明確にする取り組みが必要である。

具体的にはと、こういうふういきちんと申し出ておまして、国の直轄事業で導入され、地方公共団体にも普及しつつあるように、発注者が契約業者に土砂の搬出先を指定するという指定処分を徹底すること。また、発生土砂の適正な利用や処分を明確にする取り組みが必要である。このように記されているところでございます。

それを受けまして、国は発生土砂等の有効利用に関する行動計画、県は建設発生土管理基準案を策定をして運用をしているところであります。当市はいまだ指定処分が行われておりませんが、環境基本計画に明記をして同様の取り組みを行えないか、伺うものであります。

続きまして、3点目はごみの減量化についてであります。前回の一般質問で問題を提起させていただきました。どうも広域行政の中で今、衣類を販売をしているという情報もいただいておりますが、改めて伺うものですが、この資源化について売却による経費の節減が図れないか、伺うものであります。

また、これは環境基本計画に出ているんですけども、事業者は機械式の生ごみ処理機、こういうものを利用してごみの減量化を図ってもらいたいというふうになっております。保育園、幼稚園で機械式生ごみ処理機を使用している生ごみの減量化ができないか、伺うものであります。

4点目は水道事業についてであります。水道法施行規則の一部改正が行われました。平成23年10月3日に公布されまして、一部は同日から、その他については平成24年4月1日から施行になりました。この内容は、水道利用者に対して、水道施設の耐震性能及び耐震性の向上に関する取り組み等の状況を年1回以上、情報を提供するということが義務づけられました。そのほかにもいろいろございますんですけども、まずこの点につきましては、当市はどのような形で情報提供をしているのか伺うものであります。

5点目は、地方版総合戦略の策定についてであります。これは同僚議員が昨日もやりまして、今もありまして、私が3回続けてというようなことでございますが、違った観点から私もお話をしたい。このように思っておりますので、たびたびでは申しわけないんですが、御答弁をいただきたいと思っております。

政府は、2014年12月に、まち・ひと・しごと創生法に基づき、人口減少対策としての長期ビジョンと今後5カ年の政策目標、施策となる総合戦略を策定し、関連予算支援措置を決定したところでございます。これを受けまして、各自治体は2015年度中に地方版人口ビジョンと総合戦略を策定する。このようなことでございます。

政府の発表によりますと、これは7月の発表でございますが、先行交付金の上乗せ要件とな

る10月末までの策定ですね。これは当然予定も含んでおりますけれども、都道府県で36団体、市区町村で773団体、これは44%に当たりますけれども、になっているところがございます。当市は、どのように進んでいるのか伺うものであります。

6点目は、林地開発の許可についてであります。森林法によりまして、1ヘクタールを超える森林開発にはあらかじめ知事の許可が必要と、このようになっております。那須烏山市は、栃木県から権限が委譲をされておまして、大谷範雄市長が許可を出すものではないかと思っ

ているところがございます。最近は、ソーラー発電所の建設が相次いでおまして、林地開発の許可件数が数多く出されておまして、市長名で何件かの許可をしているものではないかと思っ

ているところがございます。その許可の基準、こういうのを見ますと、1番に土石の流出または崩壊などの災害を発生させるおそれがないこと。2つ目に水害を発生させるおそれがないこと。3つ目は水の確保に著しい支障を及ぼすことがないこと。4つ目、周辺の環境を著しく悪化させるおそれがないこととなっておりますけれども、ところによりまして、調整池からオーバーフローした濁流が流れ出て、広域の消防も出動したというような事例があるやに聞き及んでおります。このようなことをどのような対応を今されているのか、伺うものであります。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいまは8番渋谷由放議員から、敦賀市に不法投棄された一般廃棄物についてから、林地開発の許可についてまで、6項目にわたりまして御質問をいただきました。順序に従いましてお答えを申し上げます。

まず1番目の敦賀市民間最終処分場の一般廃棄物についてお答えをいたします。この問題につきましても、本年6月議会の一般質問において答弁をさせていただきましたが、キンキクリーンセンター株式会社が、福井県敦賀市に設置いたしました管理型最終処分場において、埋め立て地から浸出液が河川に漏出をするといった生活環境保全上の支障が生じる結果を招いたものでございます。

南那須地区広域行政事務組合では、平成7年度から平成12年度までの6カ年、約2万5,000トンの焼却残さを搬出しておりましたことから、排出者責任といたしまして、代執行に係る費用の一部を負担するよう敦賀市から要請をされているところがございます。

このようなどころから、平成21年の2月に南那須地区広域行政事務組合と同様に、支払いを保留をしている全国12排出団体によりまして、敦賀市民間最終処分場に係る連絡協議会が設立をされたところであります。今日まで数回にわたり協議会を開催の上、今後の対応につい

て協議を行ってきたほか、環境省、福井県、そして敦賀市とも意見交換を進めてきたところでございますが、敦賀市では平成26年10月、岡山県津山市などで構成いたします津山圏域東部衛生施設組合に対しまして、工事費等約1億9,200万円の支払いを求める訴訟を起こしたところであります。津山圏域東部衛生施設組合では、その後の口頭弁論において請求棄却を求める答弁書を提出し、争う姿勢を示しておりまして、現在も係争中でございます。

このようなことから、現在は裁判の状況を注意深く見守っているところでございまして、今後の判決の内容を踏まえ、改めて連絡協議会において今後の対応を慎重に協議をしてみたいと考えております。

2番目の環境基本計画と公共工事の建設発生土の処理についてお答えいたします。本市の環境基本計画の計画期間につきましては、平成21年度から平成30年度までの10年間でありましたが、計画の進行状況や社会情勢の変化等に対応した適切な環境保全を行うため、平成25年度に見直しを図り、第1次那須烏山市環境基本計画といたしまして、平成26年度から運用しているところであります。

御質問の土壌汚染の防止に関する本市の取り組みといたしまして、土砂の搬入の際には法令等に基づく適正な手続、確認を行い、地質の安全性を確保することといたしておりまして、汚染された土壌が持ち込みされることがないように、那須烏山市土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づき、適切な運用に努めているところでございます。

渋井議員からは、土壌汚染の防止に発注者である市の取り組みが書かれていないとの御指摘をいただいたところでありますが、御指摘のとおり、本市の環境基本計画には、建設副産物の管理に関する取り組みについての記載はございません。同様に、栃木県が策定、運用する栃木県環境基本計画におきましても、建設副産物の管理に関する取り組みの記載はない状況であります。

一方、栃木県におきましては、国土交通省が策定いたしました建設発生土等の有効利用に関する行動計画に基づき、建設副産物の管理基準を作成の上、公共工事によって発生する建設発生土の適正な利用の促進が図られております。

本市におきましては、建設発生土の工事間利用に努めるとともに、工事間利用ができない場合につきましては、処分場所までの運搬距離、処分条件等をあらかじめ想定して設定図書に明示をする準指定処分にて対応している状況であります。建設発生土に関する明確な基準が定まっていない。このような状況下でございます。

今後につきましては、建設発生土の適切な処分を図るために、国、県の取り組みを参考にしながら、市独自の管理基準の策定について検討をしてみたいと考えております。

3番目のごみの減量化についてお答えをいたします。ごみの減量化に向けましては、市民や事業者等の皆様方に御協力をいただきながら、リデュース、リユース、リサイクルの3原則を踏まえ、ごみ分別の徹底や小型家電リサイクルの試行回収、そしてごみ回収カレンダーの改良などさまざまな取り組みを展開してきたところであります。

しかしながら、栃木県がとりまとめた平成25年度版とちぎの廃棄物によれば、ごみの再生利用率は10%でありまして、県内自治体で最下位という状況になっております。その理由といたしまして、以前にも渋井議員からも御指摘をいただきました衣類の再資源化が図られていないこと、そして、生ごみの再資源化が図られていないことの大きく2点が影響しているものと考えられます。ごみの再資源化を図ることによりまして、焼却による処分場を減らすことができます。これにより、現在稼働しているごみ処理施設の延命化にもつながるものと考えております。

このようなことから、まずは早期実現可能な衣類の資源化について、南那須地区広域行政事務組合内にある環境衛生部会を中心とした検討を行い、本年10月から衣類の資源化を開始したところであります。従来まで費用をかけて焼却処分していた衣類について、有価物として活用することにより、歳出の削減だけでなく、収入の確保にもつながる大改革が実現できたことに対して深く感謝を申し上げます。

今後につきましても、衣類の収集体制を初めとするさまざまな課題を解決しなければなりません。引き続き環境衛生部会を中心とした調整を進めるとともに、もう一つの課題であります生ごみの減量化に向け、全市民で知恵を出し合いながら、着実な実現に向け検討を進めてまいり所存でございます。

次に、保育園、幼稚園における機械式生ごみ処理機の設置についてお答えをいたします。幼児期における環境教育は、生涯にわたり環境保全意識を身につけるための基礎を培うという重要な役割を担っております。このようなことから、本市の保育園、幼稚園におきましても、環境意識の醸成に向けたさまざまな取り組みを行っております。

保育園におきましては、園外保育を通じて自然に触れ合うことにより環境に対する感性を磨いていくことにつなげたり、野菜栽培により命の大切さを育て、グリーンカーテンの設置で省エネにつながる話を実施するとともに、節水、節電を指導いたしております。また、食育の推進により、食と命のかかわりを実感できるような取り組み、おやつ空きカップを再利用した作品をつくることにより、ごみの再利用の意識づけ等を実施しているところであります。

幼稚園につきましても、保育園と同様の取り組みを行っておりますが、特に年長組によるウサギの飼育を実施し、家庭の残り野菜を持ち寄り、ウサギの世話をすることにより、命の尊さやごみの減量化等、体験を通じた身近な環境を学んでいるところであります。

平成28年度からは、従来家庭系一般廃棄物として収集をされていた市役所及び市の出先機関から排出されるごみに関し、事業系一般廃棄物として収集することになっております。したがって、保育園及び幼稚園も1つの事業所として、給食等で残った生ごみを初めとする一般廃棄物について、より徹底した減量化に取り組む必要があります。

全国の先進事例の中には、給食の残りを利用し、コンポストで堆肥をつくり、その土で花、野菜を育てるエコ保育所、幼稚園として取り組む先進事例も出てきております。議員御質問のこの機械式生ごみ処理機につきましても、生ごみの減量化に向けた有効な手段の1つであると考えております。現在、実際に発生する生ごみの量の把握を行うとともに、その生ごみ量に対し、どのような手法で減量化を図ることがもっとも効果的であるかを検証しているところであります。

今後におきましても、将来を見据え、ごみの減量化を含めた子供たちへの環境教育のあり方を検討してまいりたいと考えております。

第4番目の水道事業についてお答えいたします。水道法施行規則第17条の2の情報提供につきましても、毎年1回以上定期的に水道の需要者の閲覧に供するなど容易に入手することができるような方法で行うものとする規定をされております。

この規則では、第1号の水質検査計画及び定期的水質検査結果等の事項から、第8号の災害、水質事故等の非常時における水道の危機管理に関する事項までの8項目について規定されております。

第1号から第6号までの事項につきましては、1年に1回定期的に情報提供すること。そして、第7号及び第8号につきましては、必要が生じたときに速やかに情報提供することと規定をされております。

水道事業に対する関心と理解を高め、料金設定と事業経営に対する監視や評価が行える仕組みを整備をするため、また、東日本大震災以後、公共料金に対する住民の関心は大きく変化いたしております。老朽化に伴う施設の更新、再構築や需要構造の変化に対応した料金制度の最適化を行う中で、住民に対しまして一般の行財政、サービスと比べて高いレベルの情報公開が求められております。

このようなところから、水道事業者は、経営内容と効率性、利用者サービスと料金等に関する事項、更新計画や災害対策などについて定期的に情報公開をしていく必要があります。本市では、従来から利用者への情報提供といたしまして市ホームページの中の市政情報や、くらしの情報等の項目の中に水道と下水道のページを設定し、水道に関するさまざまな情報を公表いたしております。また、お知らせ版、広報誌、市のホームページを活用し、利用者へのサービス等に関する情報、予算書、決算書、行財政報告書、財務状況などの情報提供を行っております。

す。

しかしながら、第3号の水道施設の整備に関する事項や第6号の水道の耐震性の向上に関する取り組みにつきまして情報提供が不足している項目もございます。

今後は、市ホームページや広報等の情報媒体を活用し、積極的な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

5番目の地方版総合戦略についてお答えをいたします。答弁につきましては、平塚議員、渡辺議員の答弁と一部重複いたしますことを御了承いただきたいと思っております。

本市のまち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、平成28年3月の策定に向けて取り組みを進めております。現在の進捗状況でございます。本年7月末に公表いたしました人口ビジョン骨子（案）に基づき、2040年には総人口2万人を維持するための人口減少の抑制を図り、将来にわたって住みなれた地域で安心して生活が送れるよう、存続可能な年齢構成の人口構造を目指すことといたしております。

そのため、人口の目指すべき方向を若年層の人口流出の歯どめをかける。若い世代の就労、結婚、子育ての環境を整える。地域資源を活用し、魅力あるまち、ひとづくりを進め定住の環境を整える。高齢者の健康寿命の推進を図るの4つを今後の基本的視点として総合戦略の策定を進めております。

総合戦略の内容につきましては、総合戦略策定に向けた基本的方向の基本目標により実施計画に当たります総合戦略アクションプランの策定に取り組んでいるところであります。現在、内容を取りまとめております。まとめ次第、議員各位に御意見を伺いたいと考えております。

なお、今後の予定でございますが、施策をまとめ、総合戦略案の策定、パブリックコメントの実施、総合戦略策定、そして公表へと進めさせていただきたいと考えております。

また、人口減少への対応は、本市の人口減少の進み方から待ったなしの状態であります。しかし、高齢化が進んでいる本市の人口構造の現状から直ちに人口減少の効果を見込むことは難しく、人口増加のためには長期間を要します。総合戦略につきましては、中長期を含めた客観的データにより政策目標の設定をし、効果検証による改善する仕組みづくりを構築してまいりたいと思っておりますので、何とぞ御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

6番目の林地開発の許可についてお答えをいたします。林地開発許可につきましては、栃木県からの権限移譲を受けまして、平成22年度より市が許可権者となったところであります。現在までに、合計5カ所、面積約26.8ヘクタールを許可し、そのうち2カ所、19.1ヘクタールが完了いたしております。そのほか、現在協議中の案件が数件ある状況でございます。

林地開発の許可に際しましては、調整池や構造物などの土木技術面での専門性が必要なことから、この審査に当たりますは公益財団法人とちぎ建設技術センターに審査委託を行って

るところであります。

議員の御指摘のありました神長地内の現場につきましては、7月16日の台風11号及び9月10日の台風18号の影響によりまして、雨水が調整池から県道及び市道側に流出をいたしました。本件につきましては、平成26年9月19日に許可をしたものでございますが、造成工事の着手後は、許可した土地利用の内容について変更を事前に協議することなく、残置森林として残すべき樹木を伐採したほか、進入路や調整池の位置が変更されている状況にあります。

変更の発覚後は、関係各課と連携を図り、定期的な打ち合わせの開催や通知による変更認可申請の提出を求めてきたところでございますが、いまだに提出には至っていない状況にあります。また、今年度に入ってから、県道の管理者の烏山土木事務所とも連携の上、現地確認及び合同打ち合わせを実施し、事業者を指導してきたところですが、未対応の状況が続いていますところから、是正勧告書及び催告書の文書により指導してきたところであります。

直近では、11月9日に現地確認を実施したところでございますが、調整池の天端より約1メートル以下は碎石が敷きつめられており、現在協議中の計画深まで掘られているかが確認できない状況でございました。当調整池は、ためた雨水の放流先がないことから地下浸透法式による構造となっておりますので、計画深までの施工は必須であります。

以上のことから、今後は森林法に基づき行政処分を視野に入れながら、関係各課、関係機関と連携を図りながら、現地での防災対策が十分図れるよう行政指導を進めてまいり所存であります。

以上、答弁終わります。

○議長（佐藤昇市） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 丁寧な答弁をいただきました。再質問をさせていただきたいと思っております。

敦賀市のキンキクリーンセンター、これにつきましては、敦賀市と事前協議をしてきちんともっていったということですので、何ら当市がお金を払うというような必要がないものなんだというのは私も理解をするところでございます。ところが、その汚染された雨水が河川に流出をして、地域の皆さんが困っているというようなことで、本来であれば、それを出すのいいかどうかというのは問題ありますけれども、お金を出してお見舞金のような形ではないのかなというふうに私は思うんですけれどもね。

今後は裁判ですから、そういうものが結審する。そうしますと、本当に責任があると認められれば、お金も払わなきゃならないというようなことになるのかなと思います。そうしますと、裁判で何回も争っていくよりは、実は払ってしまった市もありますもので、ある程度早いとこ

ろの決着を目指すのかなと思うんですけども、それにしても、どうしてこういうふうになったのか。そして、誰に責任があったのか。そして、再発の防止はどうなんだというものを、これ、市民にしっかりと報告をしていただく義務があるのではないのかなというふうには私に思っていますね。

それでなければ、お見舞金として200万円だかそこらだったと思いますけれども、もう一時払って、こういう結論がつけばいいと思うんです、私は。その経過などをしっかりと検証して、市民に報告をするというような、実は富山県ではこういうものが何で起きたのか。どういところが問題だったのかというのをきちんと検証して、40ページにわたる報告書ができておまして、40ページまではいかにいいとは思いますが、そういうところを広域行政事務組合はやるべきではないか。私はこのように思うんですけども、その点についてはいかかでございますか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 今、御指摘の経過でございますね。確かに敦賀市民間最終処分場についての平成7年度からの搬出量、那須烏山市と、当時は南那須4町でございましたけれども、2万5,000トンの焼却灰を敦賀市との事前協議のもとに合法のもとに処分をさせていただいたという経過でございます。

そのようなところから、あの処分場は産業廃棄物と一般廃棄物のあわせ産業廃棄物でございまして、7対の3のことで福井県が許可をして、その管理を敦賀市がやった。こういった処分場なんですね。それをこの木の芽川に重金属等の流出があったために、福井県が代執行したと。そういった経過があります。

それにかかったのが106億円ということで、それに対するこの2割を約20億円なんですけれども、それに対する支払いを排出団体とあの当時の排出団体は60自治体がございましたから、それに敦賀市と3分の1、3分の2の割合で負担しなさいと、こういった経過なんです。

当協議会としては、この法的な責任はない。そういった立場をとっております。そういったところから、その法的な根拠はないけれども、排出をした責任はあるというようなところから、応分の負担はやむを得ないというような円満な解決策を提案しているわけですね。そういったところから、それに応じないというようなことがあったものですから、環境省あるいは福井県にもそういった意見交換という形で、環境省には私ども、要望という形でさせてもらったんですけど、そういった経過で今日来ているということでございます。

そういった中で、一番排出量の多かった津山圏域圏で2億円近いところがありまして、あそこはもう、1銭も払わないんだということは徹底していましたから、私どもの協議会から抜けて、それで単独で対応するというので、そういったこともありまして、敦賀市がその裁判

になるということですね。当初は、この津山広域圏も弁護士6人を立てて応訴するという徹底抗戦を今とっていると。それで、第1回、2回目の口頭弁論が行われていると。そういった経過でございますから、私どもは注意深くそれを見守っていきたいと思っています。

それで、その情報公開の点ですが、広域行政事務組合の全員協議会、組合には都度やはり報告はさせていただいております。さらに、詳細な住民に対しての説明というのはちょっとそういった係争中のところもあるものですから、内部で検討させていただきますが、あと協議会の皆さん方ともしっかりと協議をしながら進めてまいります、一応御意見ということでお伺いしておきたいと思っております。この経過等長くなってしまって申しわけないんですが、そういうことでひとつ御了承いただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） やはり古い話なんですね。4町の合併前のころの話からでございますから、責任のあり方と言っても、誰が責任者だと言ったらお墓の中にいるんだわなんていう話、も実はありましたんですけれども、それを今、大谷市長が背負って対応しているわけでございます。

今までの流れ、古いとはいえ、行政ってずっと引き続きやるものですから、払うのは今の多分、もし例えば1億円となれば6,000万円が那須烏山市で、那珂川町が4,000万円というような大体比率になるのかなというふうに思います。それが600万円の400万円であろうが、その前に出したお見舞金と私は勝手に言っていますけれども、その200万円に対しても逆に排出者責任ないから返してくれるなんていうことになるかもしれませんけれども、そういうことも含めて、市民の皆様にも、もちろん最終的に結論が出ないと報告書は書けないかなと思うんですけれども、しっかりとした、こういうことは二度とないと思うんですけれども、チェックがどこで足りなかったのか。そして、再発防止、どういうふうにするんだというようなところも含めて報告書の作成をお願いをいたしまして、ここのところは次の質問に行きたいなと思っておりますけれども、議長、ちょうどこの辺が。

○議長（佐藤昇市） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開します。

8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 続きまして、環境基本計画と公共工事の残土の処理についてというこ

とで話を進めていきたいと思えます。これが第1次那須烏山市環境基本計画の改訂版でございます。市長の回答にもございましたけれども、これ、平成26年3月に改定して発行をしているわけでございます。

その中に、57ページになりますけれども、この地球温暖化対策と循環型のまちづくり、ごみの適正処理の推進ということで3R、リデュース、リユース、リサイクルの推進という取り組みの柱ということでなっております、その中に公共工事に伴い発生する建設副産物のリサイクルに努めます。これは行政がやることなんだというふうに書いてございます。担当は環境課だということで、先ほど私が1回目の質問で申しましたけれども、ここに建設の発生土等の有効利用に関する行動計画、これが国土交通省のもので、これが建設発生土管理基準案というのが栃木県のものでございます。

栃木県やこの国土交通省は、しっかりとその環境省の中央審議会の具申があったとおり指定をしているということで、私どものほうは準指定ということで多分こういうことをもって推し進めるんだということで、多分ここに掲げてあるのではないのかなと私は推測するんですけれども、環境課長いかがですか。

○議長（佐藤昇市） 薄井環境課長。

○環境課長（薄井時夫） ただいま渋井議員の御指摘のとおり、市環境基本計画の中に、ただいま御案内のとおり、公共工事に伴い発生する建設副産物のリサイクルに努めますという表現がございます。

○議長（佐藤昇市） 8番渋井由放議員。

○8番（渋井由放） そういうのを進めるに当たっては、やはりこういう行動計画とか管理基準というのを設けたほうが、というか逆に設けないと進まないのではないのかなと。これはどっちかという、つくっているほうは国土交通省。こっちつくっているほうは県土整備部というようなことになりますので、一番建設発生土砂を出すのは都市建設課かなというふうに思うんですね。

環境課と都市建設課、もちろん農政課だって工事やりますし、学校教育課でもやりますけれども、あらかたそういう目標をこの年度内につくって、来年度からはそういうのを運用するというようなことのほうが、何となくわからないお題目よりはいいのではないのかなと、こういうふうに思いますけれども。

わりかし中身は簡単で、これ見ながらばたばたつくれば、多分1日あればできるのかなと、原案は。と思えますけれどもいかがですか。

○議長（佐藤昇市） 高田都市建設課長。

○都市建設課長（高田喜一郎） 都市建設課が建設発生土を多く出すということで、そのよ

うな基準をつくったらどうかということなものですから、県の建設副産物の管理基準を見ますと、40ページぐらいがあるわけなんですけど、それを参考にこれから検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） しっかりとこの辺つくりまして、残土の指定という、指定といっても実際栃木県の場合は業者さんがここを指定してくれて持ってくるんですよ。じゃあ、わかりました、そこを指定しましょうと、こういうふうにするだけなので、多分そんな複雑な話はないかなと。ただ、どこに、市がきちんとその残土の処理を指定したんだというところが重要なかなと思っております。

それで、時間がもったいないので、ざっと。この前、元田町の土地について残土処理場とは言いませんが、がけ地になっておりますので、そういう残土を利用して工事を進めるといふか、残土処理場とうまくマッチして防災、そういうことをやったらどうだという話をいたしました。

そうしたら、早速課長は関係者の方のところに行っていただいて、いろいろ話を聞いてくれたというようなことです。これはもう関係者もいますから、なかなか進まないと思うんですが、そんなことも1つ頭に入れてやっていただければなと思います。

あとこの境地区に大きな道路ができるのかなと思うんですね。河岸段丘をぐっと上がっていくと、私の考えの中では、盛り土もかなりの盛り土工事もあるのではないのかなというように思っているんです。それは間違いかどうか。もしあったとすれば、この残土をここに有効に利用できれば、工事金の削減と、そんなことにもなるのかなと思うんですけれども、この境地区について、課長、わかれば教えていただければと思うんですけれども。

○議長（佐藤昇市） 高田都市建設課長。

○都市建設課長（高田喜一郎） 境地区は三ツ木松ノ木線という路線なんですけど、現在、300メートルぐらいは工事が終わってしまっていて、残り1キロぐらいですね。これから工事するわけです。先日、地元の説明会なども開きまして、今の境小学校の前のあたりからずっと中村製作所のほうへ行く道路なんですけど、境小学校の前のほうに行くところがかなりの、16メートルの段差になっているものですから、そこをだんだん緩く勾配をするということで盛り土になりますので、そこにはかなりの土が必要かなというふうに感じております。

○議長（佐藤昇市） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 出る、いい残土じゃないとね。なかなか利用できませんけれども、この中には、ストックヤード云々というのもあるんですね。これは県が入れたんだというような話もあるんですけれども、同僚議員のすぐ近くの浄化槽といいますか処理施設ですね、のどこ

ろにも、かなりの残土が積んであって、今、イノシシには最適な運動場になっているということでございますので、その辺の残土の利用は県のものだったら利用できないかもしれませんが、県も多分いっぱいあっちこっちから残土が出て大変なのかなと思いますので、そういう利用も含め、また、今から発注されて出てくる残土も含め、御検討いただければなということ、あまり公共事業もお金をかけないで、そういう副産物を有効に利用して仕事を進めていくというようなことでお願いをしまして、この残土の処理については終わらせていただければと思います。

続きますは、そのごみの減量化についてでございます。ごみの減量化につきましては、前回、質問をさせていただきました。その1つは、衣類の売却ができないかということで早速売却をして、今、2回ほど売っているという、ほかから聞いております。5円で売って、次は値段が下がって3円になったというようなことで聞いてございますけれども、その売却先を決めるときに、私、常々お話をさせていただいているんですけれども、障害者優先調達推進法に基づきまして、市内の障害者施設でその購入ができないかとか、そういうようなものの、どうも私が知っている障害者施設にはそういう声はかからなかったということでございますが、そういうことをやったかどうかはわからないかもしれませんが、一応聞いてみたいと思うんですけれども。

○議長（佐藤昇市） 薄井環境課長。

○環境課長（薄井時夫） 衣類の資源化と売却による経費の節約について御質問いただいた関係ですが、広域行政の環境衛生部会が主体になりまして、ここ1年半ぐらいずっと検討、調整をした結果、今回、衣類の資源化が実現したと、実施することができたということになっております。

業者選定については、うちのほうで直接はかかわっておりませんので、どういう経緯をたどったかということはちょっとうちのほうで聞いておりませんので、御了解いただきたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 8番 洪井由放議員。

○8番（洪井由放） 固定観念を持って広域行政はいるのかなと思うんですね。私、この衣類が売れないかどうかということで、あちこち駆け回りまして、宇都宮市なんかではどこが買っているんだというふうなことで、いろいろ探りましたところ、地元が買って、1円で買って、そこで選別をして土浦、筑波山のふもとぐらいだったですかね、のところに売却をしている。その土浦まで私、行ってまいりまして、いろいろ話をさせていただいたところなんですけれども、やはり地元の業者でまとめてもらって、検品とかはなかなか行けないので、そうやってもらうと購入できますよということだったんですね。その地元をまとめている業者というのが広

域行政の場合は宇都宮の業者のようでございます。

私、その社長から地元の障害者の方なんかの施設でそういう分別やらやっていたら、なおのこといいんじゃないでしょうかねというようなお話を伺ってまいりましたものですから、私の持論でもございますので、早速施設のほうへ伺って、こうこうこういうことができますか。こういうふうにできますかと言ったときに、問題点は倉庫がなかったということと、フォークリフトがなかったというようなことで、その事業者は早速まず倉庫は探したということですね。フォークリフトの手立てはどういうふうにするかというのはこれからの話なんですけれども、そういうことからすれば、わざわざ宇都宮の業者に売却をしなくても、たとえ安くても、その障害者施設に売却をし、そこから、これ、障害者の皆さんはなかなか健常者と同じようには働けませんから、いろいろな経費がかかたり費用がかかたりすることもあると思うんですね。訓練も必要な部分もあるんじゃないのかなというふうに思うんですけれども、やっぱりその辺の優しさがあるというのが、この那須烏山市ではないのかなと思うんですが、この点について市長、いかがですか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） いつも渋井議員には、障害者調達支援法をまず優先すべきというような御提言をいただいておりますが大変ありがとうございます。今回の件等については、今、渋井議員の御指摘のとおりであります。やはり御提言をいただいた件については大変重要なことでございますので、この障害者調達支援制度に基づく行政の支援というのはやはり重要な政策でございますので、御提言を受けてこの広域行政事務組合のほうで改めて調査、検討させていただきますので、ひとつ御理解いただきたいと思っております。

○議長（佐藤昇市） 8番渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 早速前向きのお話をいただきました。やはり私の思いはマイノリティーからマイスターへというのが思いです。少数者から達人へ。やはりこういうような政策をしっかり持って、優しい、誰でも住みやすい那須烏山市を目指す。それが私は人口増にもつながっていくのかなと。こういうふうに思っております。

たとえ安くても、いつでも言えますけれども、障害者の皆様と一緒に仕事をやる時がたびたび私もあるんですけれども、やっぱりなかなか思うようにはいかないということです。ただ、訓練を重ねれば重ねるほど、いわゆるマイスター、マイノリティーからマイスターに、達人になっていきますので、長期ビジョン、ちょっと時間がかかりますよという、これも長期ビジョンで見ていただいて、しっかり対応をしていただくというようなことをお願い申し上げたいと思っております。

それで、次、ごみの減量化の幼稚園や保育園でということなんですけれども、前向きにお話

をしていただいたのかなというふうに思っておりますけれども、再度56ページですね、環境基本計画ですね。56ページに行政の取り組みというのがございます。これは機械式生ごみ処理機設置費補助制度の普及啓発に努めますということなんです。

事業者の取り組みというのはどうなっているかということ、堆肥化容器、コンポストや生ごみ処理機を活用し、生ごみの堆肥化に努めますということなんです。幼稚園、保育園、これはもちろん小学校も中学校も私はそういうふうに考えておりますが、行政ではないんです。この環境行政を司るところではなくて、別な部門、だから事業者という口に入るのかなというふうに思うんです。

行政の長である大谷範雄市長が、片や事業者の長である大谷範雄市長がいるわけです。ということは、頭は同じ人間ですから、当然普通の建設屋とか、運送屋とか、そういうところにもお願いしているということは、みずからはまずやらないと、お願いにも何も甚だおかしい話ではないのかなというようなことなんですけど、その辺の考え方は、いや、幼稚園や保育園は行政側なんだよということなのか。事業者側なんだよということなのか、まずこれをはっきりさせてから議論を進めたいと思います。誰でも結構ですから御答弁お願いしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 薄井環境課長。

○環境課長（薄井時夫） ただいまの関係ですね。行政側か事業者側かということですが、一応幼稚園、保育所についてはとりあえず行政の一部というような考えを持っております。

○議長（佐藤昇市） 8番渋井由放議員。

○8番（渋井由放） あっ、行政の側でしたか。そうすると、生ごみの処理機のほうに補助や啓発に努めるほうだと、こういう認識でよろしいですか。ほかの皆さんはどのように、市長はどのようにお考えですか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 環境課長は本当にまじめなものですから、そういった意味では組織のあり方はやはり行政の仕組みだろうというような答弁だと思います。ことこういった堆肥化にかかわるごみ処理のことについては、そういった広義的に考えればやはり幼稚園も保育園も事業者の範疇になるのかなと私は思います。

○議長（佐藤昇市） 8番渋井由放議員。

○8番（渋井由放） それで、子供たちに、また保護者の皆さんに、こういう堆肥化容器や生ごみの処理機、こういうものを活用してそこから広がっていきえるような、片やそれを使って花壇をやるとか、芋をつくるとか、そういうことも含めてやっていただければありがたいのかなと、こういうふうに思いますけれども、こども課長、いかがでしょうかね。

○議長（佐藤昇市） 齋藤こども課長。

○こども課長（齋藤 進） ただいまの御質問でございますが、各園におきましては、情操教育の一環として、市長答弁のとおり教育環境の醸成に取り組んでいるところでございます。使用しないときの電気、水などの節約とか、エコバッグの使用など、エコ、省エネ等には取り組んでいるところでございます。

また、保育園などでは給食がございますので、給食は楽しく、また残さず、ごみを出さない。また、分別収集もしておりますけれども、飲み終わった牛乳パックなどは子供が各自で小さくして減量化する。そういった取り組みをしているところでございます。

議員御質問の機械式生ごみ処理機でございますが、ごみの処理には今、幾つかの方法があるようでございまして、堆肥化するもの、またはゼロ減量化するもの、乾燥によりごみを小さくすると、そういった方法等があるようでございまして、今、各園にどのぐらいのごみが出ているのか。また、園では子供たちがどのような取り組みをしているのか。また、園がどのような取り組みをしているのか。そういったものを調査しているところでございまして、どのような方法が効果的で、また費用等を考えまして、調査研究をさせていただきたい。そういう趣旨でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） これ、決して議会が言っているのではなくて、事業者の長である市長がこういうふうにするんですよと言っているんですね。議会は本当にできているのというのをチェックしていると、こういうことでございますから、長が言っていることなので速やかに進めていただければなど、こういうふうに思いまして、次は水道事業のほうに行きたいなというふうに思っております。

一般質問の当初の答弁でございましたけれども、実ははっきり言うとやっていないんですよというようなことでよろしいのかなと思うんですね。法律、日本は法治国家でございますから、やっていないのでは済まないのかなということで、ただ、罰則規定も何もありませんから、別にやらなくてもいいんだと言えればそれまでなのかもしれませんけれども、その辺はまさか今後速やかにやっていただけるということでよろしいんでしょうかね。

○議長（佐藤昇市） 大谷上下水道課長。

○上下水道課長（大谷頼正） ただいまの質問の回答でございますが、市長の答弁にもありましたように、渋井議員の質問のありました水道施設の耐震性能及び耐震性の向上に関する項目につきましては、現在、情報の公表等はされておられません。それにつきましては、今回の機会をお借りしまして発表したいと思っております。

まず、本市のですね。（「ホームページにでも掲載してくれれば結構です」の声あり）

○議長（佐藤昇市） 課長、そこはいいそうです。

○上下水道課長（大谷頼正） いいですか。これにつきましては本市のホームページで公表したいと思います。

○議長（佐藤昇市） 8番渋井由放議員。

○8番（渋井由放） あともう一つが、この前大雨が降ったりなんかしまして、やっぱり17条の2というところに、災害、水質事故等の非常時における水道の危機管理に関する事項、こういうのがございまして、この前は高瀬あたりで水が濁ったとか、そんな話があったやに思いますけれども、そういうときはこの危機管理に関する事項ということで、こんなことやりませ、あんなことやりませと公表するようなんです、これはなされましたか。

○議長（佐藤昇市） 大谷上下水道課長。

○上下水道課長（大谷頼正） ただいまの質問でございしますが、9月のちょうど大雨が降った後、森田の浄水系統で濁りが発生しました。土曜日から日曜日にかけて濁りが発生しました。それで、高瀬地内及び曲田地内で発生しておりますが、高瀬の自治会長と連絡をとりまして、緊急対応ということで電話連絡によって地域の利用者の方に、濁りが発生したので十分気をつけて利用してください。また、利用する場合は煮沸などするようお願いしますというような連絡をとっております。また、緊急対応ということで、井戸の濁りの排出とか、本管からの濁り水の排出等の作業も行っております。

○議長（佐藤昇市） 8番渋井由放議員。

○8番（渋井由放） それでいいかどうかという問題なんですけれども、こういうふうになっているんですね。必要が生じたときに速やかに水道の需要者の閲覧に供する等、水道の需要者が当該情報を容易に入手することができるような方法で行うものとする。電話じゃなかなか容易に入手するというようなわけにはいかないのかなというふうに思っております。

これももう一度体制をしっかりと整えて、やっぱり水というのは最も重要なもの。同僚議員もちょっと質問しましたが、何でお金がかかるんだ。こういうことをやっているからお金がかかるんだよと説明しなきゃならないのに、やっていないんですが高いいんですでは、やはり市民の皆さんの御理解がいただけないのかなということ。

これは厚生労働大臣認可の水道事業者というところに来ている施行規則の一部改正についてなんです。こういうものが来たときに、これは何でもそうなんです、この中身を見てどう対処をするんだということをきちんと議論をするんだと思うんですよ。それをどこかでこれがなくなっちゃったというのが問題かなと思うんですね。

そういうことがもう一度こういうものが来た、または前にちょっとお話ししましたけれども、工事があって、そのあれが変わったとか、そういうときは、全体で1回見直してもらって、組

織でもって対応するというものを構築しませんと、ぼろぼろ抜けちゃったのでは、歯槽膿漏の歯じゃないんですから、やっぱりしっかりこういう文章なり何なりをやっていただくというようなことをお願いしまして、もうできていないものはしょうがないと、今までだったら何ならやってあげますよとは言うところだったんですが、きょうは紳士たれということで次にまいりたいと思っております。

次に、これは私、3回目になってしまうんですけども、人口ビジョン関係といいですか、地方版総合戦略についてなんです。今、一生懸命この地方版総合戦略については、鋭意やっただいてるところだと、人口ビジョンのほうも指名していただいたりしているんですけども、それで、当然これは今までの政策と継続性があるのかなと。急に降ってわいた話ですが、今までの政策を継続していかなきゃならないのかなと。その継続をする中で、何が一番重要なのかということで、いろいろ自分なりに見ていきますと、まち・ひと・しごとということで、やはり雇用の創出なんだというふうに思った次第でございます。

それで、市長の政策を見ますと、雇用に創出できる政策、もちろん建設投資をすると、建設業者の作業員とかそういうので雇用のことになりますけど、継続して雇用ができるというものは一体何なんだということで、よくよく市長の政策と、あと11プラス2ですね、そういうものと見てみますと、官民協働による広域型特別養護老人ホームの整備というのが1つあるんですね。

これは、自治体問題研究所から出されているものなんですけど、どこを目指す、地方版人口ビジョンと総合戦略という中に、杉並区が南伊豆まちというんだか伊豆ちょうというんですかね、共同で区民が入所できる特養ホームを南伊豆町につくると、こういうことですね。これは100人程度なんだと書いてありまして、区民の家族が訪れたりするほかに、70人から80人の新規雇用も期待できると。

これで私、これを見てちょっとぴんと来たんですね。市長は黙っているかもしれないけれども、旧南那須には豊島区である程度有力なネットワークがあるといいますかね、そういう方がおられて、広域ということですから、全国どこからでもと言ってもやっぱり人が多いところですね。そんなことも視野に入れて、こんなことが書かれているのではないのか。もしかするとそういうことを隠し玉でやっているのではないのかなと、こういうふうに私、思いまして、まだ隠し玉なんだよというのならいいんですけども、しゃべらなくても大丈夫なんですけど、そういうことなんかは、広域型の特養、これについては市長はどんな考えをしているのか。また、この計画の中に入れ込むような話があるのかどうか。そんなことをちょっと。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 地方版総合戦略の中での一番の目標というのは、やはり雇用。やはり

人の流れをこの那須烏山市というのは第一目標に掲げております。そのようなことで、今、議員の御指摘は、豊島区あるいは和光市との交流事業の中で、今、都心部は介護難民というようなことで悲鳴を上げているんですね。そのようなところから、この地方に特養を初めそのような施設の受け皿をつくって雇用に結びつけようと。日本型CCRCというんですかね、そういったような対応というようなことも国も今進めております。

そういったところも当然この交付金事業のことになり得るというふうに思いますので、そういったところも戦略には入れていきたいと思います。具体的に言うならば、もう実は隠し玉ではありませんが、豊島区とのそのような営業行為は行っております。既に豊島区の副区長を通じまして、そのような皆さん方を受け入れるその受け皿も今はありますので、そのようなところから、そういったPR活動も行っておりますので、そのことは御報告申し上げます。

○議長（佐藤昇市） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） それで、ここで問題になるのは医療費の問題だということなんですが、日本経済新聞の2014年の12月11日のところには、厚生労働省は前の自治体が負担し続けるように制度の見直しを検討すると。このようになっておりますので、人口が少ないところは少ないなりの悩みがあって、人口が多いところは多いところの悩みがあって、それがちゃんとマッチングできれば当市の雇用が創出できる。こういうことでございます。市長の営業行為を期待したいとこのように思います。

もう一つが、市長のマニフェストの中で雇用創出がどんなのでできるのかなということで見たときに、同僚議員もちょっとお話しになりましたけれども道の駅でございます。これで、道の駅については、私はどちらかというともともと否定的な考えでございました。大きな設備投資がかかって、もし赤字になっちゃったらずっと大変なんだというようなこともございましたが、雇用の点から見ますと、きょう那須町の議員が来ていますが、私、那須町の伊王野の道の駅にたびたび、会社があそこから1.5キロなものですから、行って、いろいろな人のお話を聞いて対応を、道の駅はどうなんだろうと思いつつ話を聞いております。

そうしますと、あそこでは、もう何十人の方がシェアをしながらなんですね。時給幾らというところでシェアをしながら働いておまして、40人も50人も働いているようでございます。それで、何がいいかということですね。お年寄りが生き生きしているんですね。お年寄りの生きがいがづくり、これやはり、ポイントを付与して云々というよりも野菜が売れたほうが、これ以上の生きがいがづくりはないんですね。

それによって農業者の収入アップ、米なんかも売っていますしね。TPPに対応できるんだろう。その高齢者、一生懸命野菜をつくることによって耕作放棄地が減少するという傾向もあるそうですね。もちろん観光の拠点にもなっておりますけれども、あとはこの前の大震災のと

きにありました、ボランティアセンターの開設云々という同僚議員のお話もありましたが、やはり災害の対応には非常に強いところだということですね。あと野菜ばかりじゃないんですね。ここでは、例えばうどんや和紙やそういうものも特産品も置いておけば、置いておけば売れるという表現がやっぱり展示して、お酒も売れるんだと思うんですけど、やっぱりそういうことであまり小さいのをやると私は逆にだめなんじゃないのかなと。

ほかの道の駅とちょっと変わってね、例えば那珂川沿いにつくる。那珂川はほかの市町村じゃなかなかできないですからね、あれ。自然にありますから当たり前のような気がしますが、あれだけの清流、ほかではつくれないと思うので、そういうもの、道の駅、川遊びのできる道の駅ですね。一番いいのは、温泉なんかつくってもらって健康の増進、憩いの場のつくりというのまで加えてもらおうと、非常にいいのかなと。

それには今回のTPPの対応の農水省のそんなうまいものが組み合わせればなおのこといいのかなと、こういうふうに思っておりますけれども、今、鋭意検討していただけるということでございますけれども、その総合的な1つの縦割りだけじゃなくて、ここに障害者の雇用も入れてもらえればなおかつ私はいいいんですけれども、大きく考えて、1つが1つじゃなくて、1つが5つも6つもなるという政策では、やはりこれが一番かなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 大変もう何と言いますか、模範的と言いますか、極めて優秀なる、むしろ私がそれをお答えをしたいようなことでございますけれども、大変ありがとうございます。

道の駅は、私もこれからの地方創生の戦略の中では、雇用が一番拡大できるところに一番の大きなメリットを感じています。それとやはり特産品の今、直売所、さっき8つあるということでございますが、そこで働いている中高年、シルバー、そして女性、そういった方がやはり年金プラスアルファのその箇所になっているということでございます。

だから、そういった元気で明るく趣味を生かしながら農作業をやる。そういったところで禄も得られるというような拠点だというふうに思いますから、またさらに、それにかかる6次産業化の進展も私は必要だと思います。さらに、防災の拠点としてはもってこいの場所でございますから、そういった意味では、この地方創生の大きな戦略の中で、先ほども渡辺議員にお答えを申し上げましたように、この次期の総合計画の中にそういった位置づけをきちんとして、その実現化に向けてまた努力をしていきたいなとこのように考えております。

○議長（佐藤昇市） 8番渋谷由放議員。

○8番（渋谷由放） 続きまして、森林開発ですね。林地開発の許可、これについて進んで

いきたいと思っております。

林地開発の許可制度は、もうもちろん知事がやるわけなんですけれども、先ほども申しましたように土砂の流出ですね。崩壊、そういう災害を発生させるおそれがあるってのはだめですよ、ないことということ。ところが、何か土砂の流出や災害的な崩れがあったのかなという感じですね。2番手が水害を発生させるおそれがあると。こういうのはだめですよということですが、これも何かあふれちゃったねということなんです。

簡単に言いますと、林地開発は30年確率の雨に耐えられるだけの調整池をつくるということだったかなと思うんですけれども、その点については農政課長、いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） 議員御指摘のとおり、林地開発の許可の基準につきましては、まず、もともとその森林に災害を防ぐ働きがある。また、水害を防ぐ働きがある。また、水を育む働きがある。さらに環境を守る働きがあるということで、議員御指摘のような許可基準というのが設けられているようでございます。調整池の30年確率というのはそのようでございます。

○議長（佐藤昇市） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） それで、2回ほどあふれているとありますが、私は感覚としては30年確率の雨が降ったと、このようには思っておりませんが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） 市長の答弁にもございましたように、こちらの許可を出した時点の造成、施工と、実際に今の時点までのでき上がっている状況が異なっております。内容は、その配置、それから調整池自体ももともとの申請の場所から若干ずれたところにあります。また、11月9日に現地のほうに入らせてもらって農政課の職員で確認をしてまいりましたところ、その後、施行者のほうと調整して変更申請を出してもらおうような形で調整しているところでございますが、その中で示されている調整池の量も若干下回っているのかなという判断をいたしました。

ということでございますので、容量が足りているか、足りていないかというのは、そこまでまだ実施しておりませんので、はっきりは申し上げられませんが、感触としては調整池の容量が足りないのではないかなというような感触を得ております。

○議長（佐藤昇市） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 烏山から宇都宮に向かう生命線の道路でございまして、また、あの近所に住んでいる方、あそこが一番高いものですからあそこからあふれると、水がどんどん流れ

ていってしまうというような場所がございます。

それで、問題は許可した図面とでき上がっている図面が違うよと。ただ、調整池が大きくなったり、容量が多くなったりというのであれば問題はないんですけれども、あの調整池は穴を掘って中に短粒度砕石という砕石を入れるんですね。それが地下に浸透していく。短粒度砕石ですから、同じ粒径なもので、そこに水を空隙率があって、そこの中に水を入れるという、そして下に浸透していくという浸透池の調整池だというようなことで、今話を察するに、どうもその砕石がざっとは敷いてあるんだけど、深さがはっきりわからないんだよということのようかなと思うんですね。

普通、建設業者は見えなくなる部分については、埋め戻す部分といいますかね、そういうところは1回、高さなり何なり写真を撮って示すというようなことになるわけですね。当然当たり前の話ですが、そういう写真なんかは全然ないということなんではなかね。

○議長（佐藤昇市） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） はい、議員御指摘のとおりでございます。

○議長（佐藤昇市） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 今、大手の業者も杭が到達していないなんていうような事例があったり何かしていますので、業者ができてるんだよ、やっているんだよと言っているのを信用するんじゃないくて、何らかの形で検証しないとだめなのかなと。それには、法的根拠が日本は法治国家ですから、法的根拠がないとそういうことができないのかなと。

住民の皆様からすれば、言っているのに市はやってくれないと。こういうような形になって、じゃあ、直接市を訴えるよというようなことになりまして話が大変だなということなんです。

これは1番に戻りますけど、富山県の今までの敦賀市の問題については、住民からいろいろクレームが来ていたんだけど、その対応をしっかりとしなかったがために、こんな一大事になってしまったんだというようなことが書いてあるんですね。見てもらえばわかりますけれども。やっぱり住民の皆さんが苦情を言ったり、問題が発生したりしたときに速やかに対応する。そして、対応したことをしっかりと記録に残しておくというのが必要なのかなと思います。その取り組みやそういうものをしっかりと記録には残してあるとは思いますが、その点についてはいかがですか。けど。

○議長（佐藤昇市） 糸井農政課長。

○農政課長（糸井美智子） 議員おっしゃるとおり、毎回動きがあるたびに記録はしてございます。

○議長（佐藤昇市） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） それで、相手が応じて、敦賀のときもそうなんですけど、立ち入りする

よと言っても、今回、立ち入りさせてもらったようですけどね。立ち入りさせないよというように、法的根拠の問題があって、無理やりに行けるとか、行けないとかというのは非常に難しかったということがあるようですね。

ただ、そういう法律的な判断を今後いろいろ権限移譲でおりにきていますので、いろいろな問題があるのかなと思います。今までは大谷市長がてきばきと裁きをやったのかなと思うんですけども、やはりうちの市は顧問弁護士というのがいないんですね。いるんですか。ああ、そうですか。もしいるのだったら、顧問弁護士にどんどん相談して法的措置をとっていかないと、後手を踏むというふうな形になりますけど、いかがですか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） 今回の初日の定例会におきまして、顧問弁護士の議決をいただきました。したがって、今まででもそのたびごとにこの件だけでなく、そういった法律にかかわるようなことにつきましては、その件ごとに、1件1件ごとに相談をした経緯がございました。今回はそういうことで長期の契約というようなことの補正予算をいただきましたので、今後そういった、この事例も既にその弁護士と相談させていただいております。そのようなことで今後は対応していきたいと思っております。

○議長（佐藤昇市） 8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 実は顧問弁護士が栃木県でもわずか二、三件だったとか、2件でしたかね、ぐらいのことなんですけれども、とにかく早目に法的措置をとると。顧問弁護士がせっかくできたということですのでございますから、そうしませんと、住民の皆様が被害をこうむると、そのこうむった被害は逆に市のほうに戻ってくる可能性もありますので、速やかなものをお願いするというふうに思います。

きょうは、もう燃せ埋め軍団からリサイクル軍団に様変わりをしたこの那須烏山市ですね。ますます環境に向けていい取り組みができるように、また障害者の優先的な雇用に向けた取り組みができますようお願いをいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤昇市） 以上で、8番 渋井由放議員の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時05分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開します。

通告に基づき16番 高田悦男議員の発言を許します。

16番高田悦男議員。

〔16番 高田悦男 登壇〕

○16番（高田悦男） ただいま議長から発言を許されました16番高田悦男でございます。きょうは足元の悪い中、そして雨上がりの中、傍聴席に多くの皆さんに駆けつけていただきまして、まことにありがとうございます。

議場に入る前に、ピンクの大きいダリアの花が目についたかと思います。これは、ことしが暖冬であるという証拠であると思っております。名前は皇帝ダリア、関東以西ではよく咲くんですが、ここ10年、私も栽培が始まってから満開になったのは初めてでございます。つまり、ことしはそれだけ暖かい。暖かいことはこれからの冬の期間、大量の降雪が危惧をされる。そのように感じております。

それではまず、冒頭に、去る11月13日金曜日、フランスのパリとサンドニにおいて起きたパリ同時多発テロ事件、一般市民を標的とした銃撃、爆発により亡くなられた130名の方々に謹んで哀悼の意を表します。突然の出来事により、想定外の人生の終焉を迎えなくななくなったその無念さはいかばかりかと推察をいたします。しかしながら、それに対する報復が報復を呼ぶ負の連鎖が戦争につながっていくことを危惧するところでございます。

我が国においても、地震、風水害や雪害といった自然災害のほかに、防災の取り組みとしてはテロ事件も想定外でなく想定内に加える必要性が出てきたのではと憂慮するところでございます。

それでは、通告に基づき4点にわたり質問を行います。今回の質問内容は、先に質問した同僚議員とダブる面がありますが、重複の発言を控えて質問を進めたいと思います。なお、前段の渋井議員同様、品格を持った質問を進めてまいります。

1点目として、「知恵と協働によるまちづくりプラン11プラス2」についてお聞きしたいと思っております。平成25年度にスタートした総合計画後期基本計画に位置づけられている各施策実現のため、各課横断的な庁内検討組織及び外部検討委員会が設置され、市民福祉の向上と安心安全なまちづくりを効果的、効率的に展開するため、積極的に取り組んできたことと思っておりますが、現在までの進捗状況と今後の取り組み方針について伺うものであります。

特に、庁舎問題については、同僚議員からも同様の質問がございましたので、さらなる重複は避けたいと考えます。なお、11月17日の議員全員協議会で示されました進捗状況報告でおおむね理解をしておりますが、一步踏み込んだ答弁を求めていきたいと思っております。

2点目は空き家対策についてであります。現在、空き家は、全国に約820万戸を超えるまでに拡大してしまい深刻な問題になってまいりました。地震や台風など災害による倒壊や景観及び衛生上、地域住民の生活環境の保全を図るため、本年の2月26日に施行されましたのが

空き家対策特別措置法であります。

空き家対策特別措置法の概要としましては、1つ、地方自治体の指導、勧告、命令が可能となり、空き家の解体や除去など強制執行が可能となりました。2つ目として、今までの優遇税制が撤廃され、空き家を放置すると固定資産税が6倍になります。3つ目として、自治体が固定資産税の課税情報を利用できるようになり、所有者を特定できるようになりました。

このように空き家対策特別措置法の施行により、強制撤去、罰金徴収が可能となり、さらには優遇税制も廃止され、解体や撤去せずに空き家として放置しているメリットは完全になくなったと思います。つまり、空き家を放置すると確実に損をすることになります。空き家の中でも、特にごみ屋敷と呼ばれる住宅等が増加し、火災等の災害が危惧されております。さらに、住宅の天井裏を好んですむハクビシンのすみかになるなど、獣害や手入れされない樹木等が近所に迷惑をかけているとお聞きします。苦情等で把握されていれば、内容とその対策について伺うものであります。

3点目はいじめ問題についてお尋ねいたします。先ごろ学校でのいじめ被害者のために、県教育委員会が実施をしているいじめ相談さわやかテレホンの電話相談件数が、昨年度から激増しているという内容の新聞報道がありました。

本市の小中学校においては、平成25年のいじめ防止対策推進法施行により、各小中学校において、いじめ防止基本方針が策定され、学校基本方針を初めいじめ問題への取り組みが計画的に進んでいるか評価を行い、学校の取り組みが実行されるよう改善を図るための組織として、校長を初め教頭、教務主任、学年主任、スクールカウンセラー、学校評議員、PTA代表、児童生徒代表等によるいじめ防止連絡協議会が設置をされました。6月、10月、2月の年3回定期開催し、定期的な教育相談及び事前アンケートを実施しているようであります。

また、学校におけるいじめの防止、早期発見、対処等組織的な対応を行う組織として、いじめ対策委員会が随時開催され、いじめの把握、調査、指導方針の徹底、対応がなされているようであります。学級担任が定期的に心のアンケートや教育相談を実施し、内容によっては保護者アンケートを実施しているとお聞きします。

いじめはいつの時代であれ、どの学校でもどのクラスでも起こり得るという認識のもとに対応していくことが重要であると考えます。本市においてのいじめ相談把握状況についてお伺いいたします。

今、スマートフォンの無料アプリケーション、ライン、アルファベットで書きますとLINEを使ったいじめが全国的に急増しております。ラインは電話番号を登録した人たちだけにつながる便利なサービスですが、世界では5億人、日本でも5,200万人が登録をしていると言われております。

しかし、便利であるがゆえの既読、未読、つまり、読んだか読まないかという機能の1つが大変問題となります。到着したメールを読んだら既読の表示が出ますが、返信しないと、なぜ返信しない。あいつは友達から外すとかからむケースが一番多いそうです。未読でもいらいらする、スマホをいつも持っているのに出ないとはおかしい。グループから外そう。このようになります。

2つ目は文字の怖さです。短文、短い文章のために、本来の意図するところが相手に伝わらずに、意味を勘違いされ仲間外れにされてしまうことになるようであります。また、ラインにはメンバーを強制退会させる機能があり、グループメンバーを強制退会させて仲間外れにするなどのいじめも横行しているようであります。

既読なのに返信が来ないので学校でも無視されたり、嫌がらせを受けるなどのいじめもあります。スマートフォンを持っていなくて、仲間外れにあったり、既読がつかなくてもおかしいと言われてたり、強制退会させられたり、ラインにほとんど疲れたという声もよく耳にします。また、ラインを始めてみたものの、どこでやめていいかわからず、自分の自由な時間がつくない。勉強に集中できない。睡眠不足になったという中高生の話もよく耳にいたします。

次は、大人のいじめについてであります。いつの時代であれ、どの職場であれ、大小はあるもののいじめは存在するものと思われまます。当事者はコミュニケーションを図っているつもりであっても、一方ではそれがいじめとして受けとめしてしまうこととなります。市役所内において、いわゆる職場パワハラ問題が存在しているのか。発生した場合はどのように対処しているのか。また、防止策としてはどのような取り組みをされているのか伺いたいと思います。

4点目としては太陽光発電所についてお尋ねいたします。あえて発電所、ところの所と呼ばせていただきますが、電気工作物規定法によると、20キロワット以上は発電所という呼び方になっております。したがって、以後発電所という名称で質問を続けていきます。

本市には気象条件のよさを生かして大規模の太陽光発電所も設置され、これから建設するものも含めると市内のゴルフ場の面積に匹敵するのではないかと思います。太陽光発電パネルに落ちた雨は、屋根に降った雨と同じく一気に出ますから、林地など傾斜地に設置した場合は土砂崩れなどが大変起きやすくなるのが現状でございます。

本市には、土地利用事前協議制度があり、都市計画区域内3,000平米以上、都市計画区域外1万平米以上の開発事業をする場合には事前協議が必要でありますから、その際に指導されていることと思いますが、指導方針と今後の対応について市当局の考えとその説明を求めたいと思います。

市長を初め担当課長の意を用いた明快で品格のある答弁を期待しまして、1回目の質問いたします。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいまは16番高田悦男議員から、「知恵と協働によるまちづくりプラン11プラス2」について、空き家対策について、いじめ問題について、そして太陽光発電所について、4項目にわたりまして御質問いただきました。順序に従いましてお答えいたします。

まず、第1番目の「知恵と協働によるまちづくりプラン11プラス2」に関する進捗状況と今後の取り組み方針についてお答えをいたします。まちづくりプラン11プラス2につきましては、これまでもプランの着実な実行に向け、各課横断的な庁内の検討委員会や市民、有識者を交えた外部検討委員会を設置の上、検討調整を進めてきたところでございます。

プランの進捗状況及び今後の取り組み方針につきましては、過日、議員各位に配付をさせていただいたところでございます。既にデマンド交通のエリア拡大、環境基本計画、橋梁長寿化修繕計画の策定については完了し、運用を開始をしているほか、JR烏山駅前における多目的広場の整備及び新たな武道館の整備について、計画期間内の完成を目指し、鋭意作業を進めているところでございます。

一方、巨額の費用を要する中央公園整備、市営住宅整備、庁舎整備、道の駅、そして歴史資料館につきましては、取り組むべき課題が山積をいたしておりまして、早期の事業着手は困難な状況であります。

しかしながら、これらの事業につきましては、ひかり輝くまちづくりを推進していく上で大変重要な取り組みでございます。平成30年度からスタートする次期総合計画にゆだねていくことにはなりますが、早急に施設整備のあり方についての検討を進め、方向性を見出してまいりたいと考えております。

空き家対策についてお答えをいたします。御案内のとおり、空き家等対策の推進に関する特別措置法が平成26年11月27日に公布をされ、ことしの平成27年5月26日より施行されたところでございます。当該特措法では地方公共団体が倒壊等著しく保安上、危険となるおそれのある状態、著しく衛生上、有害となる状態、適切な管理が行われず景観を損なった状態、周辺の生活環境の保全のために放置をすることが不適切な状態であると判断をした空き家、すなわち特定空き家等に対し、立入調査権を認めた上で除却、修繕、立木竹の伐採等の措置について助言、勧告、命令することを可能といたしております。

高田議員の質問内容にも御指摘がございましたけれども、ごみ屋敷と化した住宅、獣のすみか、雑木繁茂による近所迷惑につきましては、特措法上、規定をいたしております特定空き家等と判断がなされれば、法にのっとり適切な措置が執行できるものと解しております。

では、実際に苦情等に対する対策であります。直近の事例といたしましては、スズメバチの巣における相談案件がございました。当該事案に関しましては、周辺的生活環境の保全のために放置をすることが不適切な状態と判断をいたしまして、空き家の所有者を特定した後、スズメバチ駆除業者を紹介し、所有者側の責務において処理をしていただいた事案がございました。

さらには、空き家敷地内の雑木が繁茂し、歩道等にはみ出し、車運転の視界妨害をしているとの相談がありまして、当該事案に関しましては適正な管理が行われず、景観を損なった状態であると判断をし、特措法の規定によりまして空き家の所有者を特定した後、所有者の了解を得て雑木を除去した事案がございました。この事案については、交通事故等の危険性があることから、速やかに市側において雑木を伐採し、伐採した雑木の処分は所有者にお願いをした。このような経緯でございます。

加えて処理中の案件でございますが、空き家となり長年放置をされた結果、トタン屋根の一部がめくれ上がり、強風時に屋根の一部が飛散し、近隣に迷惑を及ぼしている事案がございません。この件に関しましては、未相続物件のために、所有者を特定するのに時間を要するなど、事務手続きの複雑さも問題解決への足かせとなっている場合もあります。

いずれにいたしましても、特措法に規定されます特定空き家等と判断できる事案に関しましては速やかに所有者を特定し、適正なる措置を講ずることといたしますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

3番目のいじめ問題についてお答えをいたします。学校のいじめ問題につきましては、教育長より答弁をさせていただきます。

御質問の市役所内における職員のパワハラ問題についてお答えいたします。昨年の11月に那須烏山市男女共同参画庁内行動計画暫定版でございますが、策定するために職員に対してアンケート調査を行いました。

そのアンケート項目におきまして、働きやすい職場環境づくりのために御質問のパワハラも含め、その実態について調査をした経緯がございます。その結果、大半がそのような事実はないとの回答を得たところではありますが、一部において、そのような事実を見たり、聞いたりしたことがあるなどの回答もございました。

そのため、対策といたしまして、総務課により、防止するため周知徹底を図り、相談体制の確立を図ることといたしまして、職員には各部署における監視と報告、連絡、相談の充実を図ることといたしました。なお、本年5月から、メンタルヘルス等も含めたカウンセリング窓口の設置、産業医による相談窓口の設置等も実施をいたしております。

また、衛生推進委員会や参事課長会議等の中で、職場環境の改善の意見交換を実施するなど、働きやすい職場環境づくりに向けて取り組んでおりますので、御理解を賜りますようお願い

を申し上げます。

4番目の太陽光発電所についてお答えいたします。福島第一原発の事故以来、電力不足が問題視される中、安定的なエネルギー供給や地球温暖化対策推進のために再生可能エネルギーの導入機運が高まっています。中でも、太陽光発電施設は2012年7月から実施された固定価格買取制度が追い風となりまして、急速に普及が進んでおります。

那須烏山市におきましても例外ではなく、快晴率の高さを背景に太陽光発電施設の設置が進んでおります。今後は、買取価格が下落していることなどから、設置件数も減少することが予想されますが、しばらくの間は設置が続く。このように考えております。

高田議員御指摘のように、太陽光発電所の発電施設の中には、大規模に森林を伐採して用地を確保する開発も行われておりまして、環境に優しい再生可能エネルギーを生み出す反面、自然破壊、土砂崩れ等災害の発生につながるおそれをあわせ持っていることも事実であります。

那須烏山市では、一定以上の土地を利用して開発を行う場合、自然や周辺地域の生活環境を保全するため、事業者と市が事前に協議をする土地利用事前協議制度を実施いたしています。これによりまして、事前に土地利用の規制法令にかかる審査基準との調整を行うとともに、開発に伴う各種のトラブルを防止するための指導を行っております。

しかしながら、現在のところ、太陽光発電施設に対する国の基準や規制といったものがほとんどない状況であるために、森林法ほか個別法の要件を満たせば許可せざるを得ない。そのような状況でございます。全国的に見ますと、こうした問題を解消するために条例や要綱等の中に、太陽光発電整備に関する規制を加える自治体も出ております。

今後は状況をよく見極めながら、場合によりましては場所、規模等を規制するといった何らかの対応策も視野に入れて、ときには県の指導も仰ぎながら、自然環境とのバランスを十分に考え取り組みたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、答弁終わります。

○議長（佐藤昇市） 田代教育長。

○教育長（田代和義） それでは、3番目の学校のいじめ問題についてお答えいたします。

県教育委員会運営の子供専用電話相談、いじめ相談さわやかテレホンの相談件数につきましては、高田議員の御質問にあったとおり、2014年度から増加しているとの報道がございました。報道内容によりますと、広報活動により相談件数が増えることは明らか。今後も積極的に周知し、子供たちの悩みを一緒に考える機会を増やしたいとの内容があったかと記憶しております。

本市の学校では、平成25年9月のいじめ防止対策推進法の施行により、学校いじめ防止基本方針を策定し、各学校のホームページに公表しております。現在、全小中学校におきまして、

学校いじめ防止基本方針に基づきまして、いじめ防止推進計画を策定し、いじめ相談窓口を設置しております。また、教育委員会学校教育課内の教育相談センターかけはしに、いじめ相談に対応いたしました窓口を設けております。

いじめの事案でございますが、平成27年度の9月までの上半期に、本市小中学校から5件の報告を受けております。うち4件は、本人や保護者から学級担任または養護教諭などに相談があったもので、残り1件は、校内で教員がいじめを発見したものでございます。いじめ相談窓口を通じての案件は、現在のところ、存在してございません。なお、報告のあった5件の事案につきましては、全て解決しておりますことを申し添えておきます。

学校におけるいじめに対する対応であります。各学校で策定しておりますいじめ防止推進計画に基づいて、いじめ事案があった場合には全校体制でその解決に当たる組織を編成しております。また、いじめの相談は相談窓口だけでなく、担任や話しやすい先生、保健の先生など、誰に相談しても大丈夫ということを子供たちや保護者にも伝え、常に相談できるような体制を整えております。

次に、2点目のスマートフォンやラインによるいじめへの対応についてでございます。近年のいじめ事案は、スマートフォンなどのメディア端末が身近にある中でのインターネットを介したものが多きことは事実でございます。

インターネットを介したトラブル対応につきましては、前回、9月議会で滝口議員の御質問にお答えしたとおりでございますけれども、本市では学級活動や児童生徒指導等において、ネット上での誹謗中傷、個人情報の無断公開などは犯罪となることというようなことを学習させております。また、保護者を対象とした講演会や携帯電話、スマートフォンへのフィルタリングの定着促進を図っております。

今後も引き続き保護者や各学校に協力を仰ぎながら、子供たちがネットトラブルに巻き込まれることのないよう指導を継続してまいりたいと思っております。現在のところ、各学校につきまして、いじめ把握、いじめ対応を最優先事項としてとらえていただいております。子供たちや保護者が安心して相談できる環境にあると考えております。しかしながら、学校外でいじめに遭ったり、身近な大人に相談できなかつたりする事案が発生しないとは限りません。

そのため、本市といたしましても、各学校に設置されているいじめ相談窓口体制の充実と市の窓口も含めて周知を図り、子供たちの悩みを一緒に考える機会をさらに整えてまいりたいと考えておりますので、ぜひ御理解と御協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） それでは、質問を充実するために再質問をしていきたいと思っております。

ります。

まず初めに、「知恵と協働によるまちづくりプラン11プラス2」についてお伺いをいたします。基本的には先日いただいたこのA3判の進捗状況の中身についてお尋ねをしていきたいと思っております。順を追っていきます。

①ですね。中央公園整備検討委員会、この中でランドデザインにおいて、中央公園における整備方針を示した上で議会との意見交換等を通じた調整を行う。このように出ておりますが、この時期あるいは内容の面で現在の時点でわかる範囲でお答えいただきたいと思えます。

○議長（佐藤昇市） 福田秘書政策室長。

○秘書政策室長（福田光宏） 中央公園の整備検討委員会の中で、ランドデザインについてお示しをするというふうになっております。12月1日に議会終了後、ランドデザインをお示しして、皆様から御提案、御意見を頂戴したいと思っております。27日の夕方には資料を渡しますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤昇市） 16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） すばやい対応で、何かちょっと気持ちが悪いやんなんですが、それでは12月1日楽しみにしております。ほかの議員にあっても、十分意を用いた発言を準備していただきたいと思えます。

特に、中央公園内については、基本的に道路の付け替えがかなり出てくると思えますが、その辺までお示しできる形なんでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 高田都市建設課長。

○都市建設課長（高田喜一郎） 中央公園に通じる市道ですね、現在、肉屋さんのところから用地買収が始まりまして、まだ、買収になっていないところも一部あるものですから、これから中央公園のほうまで具体的にお示しできるというような状況にはなっておりません。

○議長（佐藤昇市） 16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） 用地交渉に入っているということは今、私も初めて聞いたものですから、用地交渉については我々議員もある程度の支援をしていかなければ、こういう問題は解決できませんので、ぜひとも同僚議員の皆さんの協力を求めたいと、このように私のこの席からお願いをしておきたいと思えます。

では、2番目の市営住宅ですね。市営住宅の新設整備は当面の間は凍結ということでよろしいわけですね。これも平成28年度から運用に向け、平成27年度中に民間アパート入居に対する家賃補助等の制度を創設するとあります。これはどんな形でやるのか、今の段階でわかる範囲で教えていただければと思えます。

○議長（佐藤昇市） 高田都市建設課長。

○都市建設課長（高田喜一郎） 民間住宅を若者が借りた場合、市のほうでも入居するために一定の金額を上限として補助したいというようなことです。若者が市内に定住するというのを促進する意味もありますし、市営住宅もなかなか新しく建設できないというようなこともありますので、そのような制度を3月の議会には出したいと考えております。

○議長（佐藤昇市） 16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） 私はいいアイデアだと思っております。というのは、民間のアパート経営者の中には入居率が30%にも満たない。そのような嘆きに似た声を私も耳にしております。したがって、行政が無理して市営住宅を建てて民間と競合する必要は今の時点ではないのかなど。そのかわり安価な民間のアパートあるいはマンションといいますかね、そういう住宅が提供できるようなシステムをつくるべきだと。このように考えております。答弁は特にいりません。

続いて、歴史資料館に入っていきたいと思っております。現在は七合中学校へ収蔵物を移管したんですね。それで、空調も整っているということですので安心かなと思っております。ただ、この歴史資料館を整備するに当たりましては、例えば那珂川町の広重美術館のように目玉がなければ入場者は増えないだろうと思っております。したがって、我が市に隠れたそういう目玉になるような文化財があれば、それを目玉として展示できるような考えをまず基本的に持っていればと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 両方文化振興課長。

○文化振興課長（両方 裕） 資料館に展示いたしますものにつきましては、現在、過日、特に指定文化財の保護をさせていただきましたけれども、それ以外にも市のほうで保存するもの、さらにはまだ市内の個人の方が所有するもの等ございますので、そういうものを資料館の整備にあわせまして、さらなる調査を進めて目玉となるものを探してまいりたいと思っております。

○議長（佐藤昇市） 16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） それでは、続いて4番の体育設備関係に入ります。現在、建設を進めています武道館についてお尋ねいたします。1点だけで結構です。武道というのはかなり足腰に負担がかかるわけですね。したがって、床の固さが競技者にはかなり、何と言いますかね、対応できるかどうか非常に大きな点であると思っておりますが、どのような床の構造になるのかお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（佐藤昇市） 佐藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤新一） 現在、設計のほうを進めております。剣道場につきましても、柔道場につきましても、それぞれ専用のスプリングを床の下に入れるような形で設計のほうを

進めております。特に、利用団体からの要望としましても、スプリングについては十分いいものを使ってくれという要望も出ておりますので、予算の範囲内で対応したいと思っております。

○議長（佐藤昇市） 16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） 多分スプリングのよしあしが競技者の選手寿命も長くすると、このように考えておりますので、ぜひいいものですね、スプリングを設置してもらいたいと思います。

続いて5番ですね。5番ではなくて今度は並びが変わりまして庁舎整備検討委員会ですね。これの検討委員会というのは庁内的に存在するわけですが、誰がリーダーでどのようなメンバーでやっているのか。ちょっとお聞かせを願いたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 福田秘書政策室長。

○秘書政策室長（福田光宏） メンバーの件についてお答えいたします。副市長が委員長になっておりまして、総合政策課長、都市建設課長等で構成されている組織でございます。メンバーの数については、今、手持ち資料がございませんので後日、お答えいたします。

○議長（佐藤昇市） 16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） 一応メンバーについては後で資料でいただくということで了解いたします。

この項について十分時間を割いていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。まず、庁舎整備に当たりましては、私はこう思っております。地方自治の原点である最小の投資で最大の効果。もう一つがもったいない。これを基本に、設計からあるいは改修にするか、新築にするか、この辺の土台にしていだければと思っております。特に、答弁は求めないんですが、移転新築なら現庁舎の利用法、両庁舎付近にある商店街への影響、そして、財政的な資金の計画、あるいは分庁方式、本庁舎方式の比較をするためにメリット、デメリットの洗い出し、これらを慎重にやっていただければと思っております。

さて、去る11月13日、佐野市におきまして新庁舎が竣工式を迎えました。東日本大震災により大きく被災したことにより、新庁舎の建設という段階になりました。特に、最上階にあった議場のコンクリートの脚が壊れたようでございます。

竣工式のパンフレットをいただきまして、延べ面積が2万435平方メートル、地下1階、地上7階、議会は7階の一番上にあるようでございます。鉄筋コンクリート、免震構造であり、建物本体の工事費は71億7,000万円。したがって、平方メートルに直すと約35万円ですね。ですから、坪当たり110万円、120万円近い金額になるかと思っております。

そして、財源としましては、これが最も皆さんびっくりするんじゃないかと思うんですが、合併特例債37億円を使っています。つまり、建設費の半分が合併特例債なんですね。この余

裕をちょっと頭に置いておいてくださいね。それから、主なものが先ほど言いましたように、耐震ではなく免震構造なんです。ですから、耐震よりはかなりお金がかかるということですね。そんなものですかね。2万平方メートルですから、650人の職員が中におりまして、1人当たりの面積が26平米、これ、大体全国的に庁舎の基礎になっているようでございますね。

参考として佐野市の場合を申し上げましたが、佐野市の場合は地域懇談会、パブリックコメントなどを通じて、市民との合意形成をかなり時間をかけて図ったと。このように聞いております。したがって、本市においても、どのような形にするかは地域懇談会等を開催しまして、市民との合意形成を図るべきであろうと。そういう段階をそろそろ迎えるのではないかなと思っておりますが、その点についてだけお答えをいただきたいと思っております。

○議長（佐藤昇市） 國井副市長。

○副市長（國井 豊） 委員長ということでございますので私のほうからお答えをいたしますけれども、佐野の新庁舎ですね、私も行きました。そういう中で、経過報告の中で、今、高田議員が言われましたような市民とかなり膝を交えて素案をつくられたという報告でございました。当然私どものほうとしましても、仮に今後、新庁舎建設に向けましては当然市民とのコンセンサスがやはり大事だろうと思っておりますので、当然そのような形をとっていくようになるのではないかなというふうに思っております。

○議長（佐藤昇市） 16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） とりあえず副市長の答弁に了解いたします。

それでは、夢を壊すようで申しわけないんですが、6番目の道の駅の整備検討委員会に入りたいと思っております。さて、道の駅についてであります。本市の周囲市町には昨年オープンしました市貝町の道の駅サシバがございまして。また、多くの道の駅がありまして、例えば観光バスが来て那須烏山市の道の駅にとまってくれるのかなと、そう考えてみました。隣的那珂川町から少なくとも茂木の道の駅に行ってしまう。大抵ですね。そのような話も聞いております。

したがって、私は立地条件からして、もうそろそろこの道の駅構想から勇気ある撤退をすべきである。このような考えも……。何と言いますかね。品格を持って提言をしたいと思っております。無理してつukらないほうがいい。

なぜかと言いますと、あるところでは県外ですけどね、ある大型店のトラックが横づけして、朝荷物をおろしています。商品ですね。したがって、そのような形で道の駅をつくっても、私は何ら意味がないだろうと。地元の地産の商品を出せるようならいいんですが、それはなかなか1年を通じて難しいというのが各道の駅の担当者の言葉であります。

したがって、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、撤退を考えると必要だなと、このよ

うに思います。特に、答弁は求めません。これだけは言いつばなしにしますから。

続いて、2番の空き家対策に行きたいと思っております。例えば空き家の持ち主と連絡のつかない場合、これは市として代執行が可能であるのか。1点お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 成立しました空き家等対策の推進に関する特別措置法の法律の定めによりまして、代執行も可能であります。

○議長（佐藤昇市） 16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） 了解しました。それでは、先ごろ、空き家の調査をした結果を持ち合わせていれば、現在の市内における空き家の数を教えていただければと思っております。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） 前回の矢板議員のときに速やかに数字をまとめますということですが、まだ、まとまっておりません。前回と同じ推計、今のところ1,000棟ということでございます。

以上です。済みません。

○議長（佐藤昇市） 16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） 多額の費用が要しているわけですから、早目にその数を把握していただければと思います。

それでは、品格のあるように3番目に行きます。パワハラの実態はなしということで安心をしました。パワハラの問題の解決につきましては、職員労働組合とも膝を交えて執行部が話をいただければ、発生はより少なくなるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） パワハラ、いわゆるパワーハラスメントで、これについては私も身につまされる思いがあります。やはりどなったりとか、机をたたいたりとか、書類を投げつける、そこまでの職員は最近はいないと思うんですが、人格を否定するような発言、あと発言を無視して職場で孤立させる。意外とこれが多いという状況もございます。あいつにどうせ頼んだってできないんだからやらせないとか、そのような問題もあります。そのようなこととか、あと、私的なことで仕事と関係ないことを強要するとか、いろいろこれもパワハラなんだというのを、私もつい最近知ったようなことで恥ずかしい状況でございます。

これらについて、やはり法的な措置もとっていくような事案も出ますが、それ以前に、やはりそういう問題を早く確かめて把握して、それらに早目の対応、職員が心の病にならないように努めていきたい。そのようなことで、今、安全衛生推進委員会等で、また本市にも産業医、また外部に委託している産業医もございますので、そちらの方の御協力もいただきまして速や

かな、ちょっと危ないよ、おかしいよといったことがあったら総務課のほうですぐ動くようにしております。

また、いろいろ接遇の問題とか、それとやはり職場の環境が不快な思いにさせているとか、そういうものもありますので、そういうような対策についても職場の環境の向上委員会、そういうものも立ち上げてみんなでどうすればいい環境をつくっていくか。また、そのような面で問題がないということはありません。早目に対応できるかということで進めておりますので、やはりそうしてみると、意外と多いなというのは感じる場所ですので、今言いましたような速やかな対応と適切な対応がとれるように、今、体制づくりは進めているところでございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） 今回の総務課長の具体的なお話、よく身につまされて聞いておりました。これからも各担当課長は自分の課内においてパワハラが存在しないように、ぜひとも留意をしながら予防に努めていっていただきたいと思います。

先ほどメンタルヘルスの受付の答弁がありました、これはどなたが受付を担当するわけでしょうか。総務課ですか、やっぱり。

○議長（佐藤昇市） 清水総務課長。

○総務課長（清水敏夫） メンタルヘルス、それらの問題につきましては総務課が担当しております。ただ、これにつきましては、公にする問題じゃないものもございまして、ですので、それらについてはごく一部の人間が対応するというので、これら個人的な問題、守秘義務、公にできないいじめとか、そういうものというのは、いきなり外に出すわけにいかないですから、そういうことで対応はさせていただいております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） ごく一部の職員ということで納得はします。課長が直接受け付けると、ややもするとパワハラにつながるイメージもあるかもしれませんので、それは職員のうち少し、あまり経験のない方にやってもらうといいのかなと思っております。

あと学校のいじめ問題については、現在のところ電話による受付はなしということで、この表題の件については了解いたします。

4番目の太陽光発電所について最後の質問いたします。先ごろ鬼怒川大水害をちょっと取り上げてみました。常総市議会の平成26年5月議会で、市民からの訴えでこの問題が取り上げられておりました。つまり去年の5月ですね。ですから、災害の1年以上前に、もう市民か

らここは危ないよという連絡があり、議会でもかなり時間を要して取り上げられたようであり  
ます。

後日、高杉常総市長は、この大惨事についてこう申しております。この大惨事について、ソ  
ーラーパネルを設置するために堤防のかわりになっていた丘の部分を長さ150メートル、高  
さ2メートル削ったのが大きな理由で、これは人災であると言い切っております。

ただもう一つ、これは政策的な人災であると思うんですね。政策的と言っても、それは  
江戸時代の話なんですね。鬼怒川の大水害にはもっと大きな理由が、治水政策による人災があ  
るんですね。それは、江戸のまちを守るために人工的に、独立した河川であった鬼怒川や小貝  
川を利根川の支流にしてしまったんですね。本来は利根川は現在の荒川、隅田川の流路で東京  
湾に注いでいたんです。誰しも地図を見れば、何でこんなに大きく東へ向かって銚子のほうへ  
流れるのかなと思いますよね、あの利根川の流域を見ますと。縄文時代には、東京湾から内陸  
部まで海が群馬県の館林までつながっていたんですね。そのため、現在の災害予測地図では、  
埼玉県春日部、ここまで津波危険区域になっているんですね。

つまり、40平方キロメートル以上浸水した鬼怒川大水害は、ソーラーパネル設置の人的災  
害と、過去の治水政策の人災であるということが言えると思います。

現在、先ほども答弁の中にもありましたが、太陽光発電所設置に関する規制や法整備が確立し  
ていません。根本的な災害防止に至らないのが実情であります。法整備や国に本市では何を対  
策できるか、まずその準備があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐藤昇市） 福田秘書政策室長。

○秘書政策室長（福田光宏） 高田議員の大変難しい質問、お答えいたします。

太陽光については、東日本大震災の原子力発電所の被害が起きまして、エコエネルギーとい  
うことで太陽光を推進するようになりました。太陽光の発電箇所の問題で一番問題になってい  
るのは、太陽光施設が一定の要件をクリアすれば建築基準法の工作物ではないという判断を国  
土交通省がしております。そのため、市のほうで事前協議とかの部分で強い指導はできない部  
分があります。

ただし、1ヘクタール以上の林地開発、それから、農地転用のときには各個別法に基づいて  
対応をしておりますが、先ほども言ったように、太陽光施設については一定要件をクリアすれ  
ば建築物でないという部分で、大変苦しい部分がございます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） そのとおり、建築基準法では規制をかけられないんですね。です  
から、林地開発ということで事前協議が1つあるわけですが、しかし、その協議自体にしても、

罰則ないですね。ですから、協議のときはここにつくりますよという図面上出しますね。先ほど渋井議員からも指摘のあった場所につきましては、私も建設当時から実は現場に行っていました。あのときに気づいたんですが、伐採することはもちろんのこと、大型ブルドーザーで山の形を変えてしまった。したがって、もう調整池があっても何でも関係ないですね。ちょっとの雨でもう細かい土砂が入っています。

さらにそこに輪をかけたように、あののり面、何でできていると思いますか。単なるビニールなんです。ですから、あれは芝かあるいは樹木等で覆わなければ災害の危険というのはこれからずっと続きます。その指導はどこでやればいいのか。私は一度県のほうに、烏山土木事務所ですが、声をかけたんですが、なかなかやはりそれも実現できなかったようなんです。ですから、これは市のほうから県、国へ上申をして、対応を少し厳しくするようにお願いできればと思います。

○議長（佐藤昇市） 福田秘書政策室長。

○秘書政策室長（福田光宏） 今の高田議員の神長の指導について答弁させていただきます。

4月になってから農政課だけでは対応できないということで、技術的観点もありますので、都市建設課、総合政策課を中心に全庁体制で今、指導をしております。烏山土木にも高瀬トンネルの中を水が流れたということもございます。土木のほうにも密接に内容を報告して、現地立ち会い、指導のときにも烏山土木の保全課次長も立ち会いをさせていただいております。そういう状況で市だけではなく、県を通じて指導しております。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） 最後に一言。もう一つ、場所については問題があるんです。それは土地利用ではありませんけど、太陽光発電所設置に関しましては、50キロワット未満の低圧系であれば、いろいろな規制が対象になりません。本来はあそこは2.5メガぐらいあるでしょう、きっと。それを50キロワット以下の施設として1つ1つをオーナー制度にして販売しているんですね、販売したと思います、もう全て。したがって、その規制をうまくくぐり抜けているわけでございます。

経済産業省は2014年度から、この分割案件という呼び方をしているんですが、分割案件は禁止しているんですね。だから、この分割案件の禁止条項にも該当するのではないかなと思います。したがって、この辺も国の対応を求めなければならないと思いますので、ぜひ上申するときにはこれも加えていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（佐藤昇市） 以上で、16番高田悦男議員の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時20分

○議長（佐藤昇市） 休憩前に引き続き再開します。

先ほどの高田議員の一般質問の中で答弁漏れがありましたので、福田秘書政策室長より答弁させます。

福田秘書政策室長。

○秘書政策室長（福田光宏） 先ほどの高田議員の答弁の中で、庁舎整備検討委員会の人数なのですが、平成25年度11名でした。この委員会は発展的に公共施設再編整備計画策定委員会に移行いたしまして、現在は副市長、関係課長等を入れまして18名で構成をしております。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 通告に基づき4番矢板清枝議員の発言を許します。

4番矢板清枝議員。

〔4番 矢板清枝 登壇〕

○4番（矢板清枝） 皆様、こんにちは。4番矢板清枝でございます。傍聴席の皆様、最後までおつき合くださいまして大変にありがとうございます。

議長の許可をいただきましたので、早速通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、1つ目の子育て環境の充実についてです。那須烏山市の年間の出生数は150人程度と聞いています。子育て環境を整備していくことは産み育てる親にとって重要なことです。国を挙げて少子化対策を強化する方向となり、各自治体で試行錯誤しながらも、少しでも希望をかなえていく施策が必要となります。

共働きの方、ひとり親で育てている方が多くなっている我が市の現状です。子育てしながら働くのはたくさんの人の手助けが必要です。特に、子供が病気の時など休めないときに、一時的に預かり可能な施設があると本当に助かります。そんなとき、病児・病後児保育が必要です。病児保育とは、一般的には親が就労しているなどで保育所等に通っている子供が病気になったとき、親が仕事を休めないときには、親にかわって病気の子供の世話や保育を行うことで、病後児保育とは、病気は治っているもののまだ本来の状態に戻っておらず、普通の保育メニューを受けるのが厳しい回復期の子供を親にかわって世話をするということです。

そこで、①として、本市は病児・病後児保育をことし4月から済生会病院に設置して広域利用を図っていますが、現段階での利用状況はどのようになっているのかをお伺いしたいと思

ます。また、今後利便性と安心を高めるため、市内に設置すべきと思いますが、考えをお伺いいたします。

次に、②として、乳幼児を連れて外出したときに心配なことは、授乳やおむつがえの場所があるかです。急に必要となるため、その場所がどこにあるのかを探すことも多々あります。そこで、まず、公共施設内で授乳やおむつがえができる場所を赤ちゃんの駅と称して確保していただきたいのです。のぼり旗やステッカーなどで場所の案内をして、赤ちゃん連れの方が気軽に立ち寄れるようにすることで、安心して外出できると思います。

赤ちゃんの駅とは、乳幼児のお子さんを連れて外出する保護者の方が、気軽に立ち寄り、無料で授乳やおむつ替えを行うことのできる場所のことです。2006年度に東京都板橋区がベビーベッドを備える保育園や児童館などで始めたことがきっかけとなり、今では全国各地、栃木県内でも広まっています。赤ちゃんマークをシンボルとして普及しており、子育てへのイメージアップにもつながっています。本市においても、ぜひ設置すべきと思いますが、考えをお伺いします。

また、イベント会場には移動仮設テントの赤ちゃんの駅が適しています。来年、山あげ祭がユネスコ無形文化遺産登録になれば、今までよりも多くの観光客が見込まれます。赤ちゃんや小さな子の休憩所となるので、設置したことにより集客につながるのではないかと思います。あわせて考えをお伺いします。

次に、2番目の読書推進についてお伺いいたします。①として、全国的に活字離れが指摘される中、近年読書推進が叫ばれております。本市の烏山図書館、南那須図書館では、読書推進の一環として幼児や低学年向けに読み聞かせ運動が実施されております。また、ことしの4月から生後8カ月赤ちゃんの健診時にブックスタートが始まり好評を得ているようです。乳幼児期からの読み聞かせは想像力をわき立たせ、本を好きになるきっかけづくりになります。忙しい中、時間をつくり、親子の触れ合いは大切なことです。

読書量や読書内容を自分で簡単に確認できる読書通帳の活用は、読書に親しんでもらう1つの取り組みであり、読書量の増加、さらには学習意欲の向上などが期待できると思われれます。

近隣の図書館では、子供たちの読書意欲の向上や教育活動につなげようと、ことしの4月に読書通帳を配布しました。これは読んだ本の情報や感想を記録できるものです。図書館の本に限らず、読み始めた日、読み終わりの日、タイトル、評価、感想の5項目が記録できます。学校の先生や保護者の方でも、子供たちがどんな本を読んだのか一目でわかり、感想を聞き、ほかの本を紹介するなどのアドバイスもでき、子供の読書の視野が広がる可能性があります。読書記録を残すことで心にたくさんのすてきな貯金ができます。

そこで、小中学生の読書意欲向上のため、読書通帳を作成してみてもどうかと思いますが、

考えをお伺いいたします。

次に、②として、図書館を利用する赤ちゃん連れの方に配慮して、赤ちゃんタイムを導入している施設が多くなっています。赤ちゃんタイムとは、赤ちゃん連れの子供が遠慮なく来館し、多少の声を出してもいい時間をつくるということです。近隣の市では、迷惑をかけると遠慮しがちになっていた方々が、口コミで徐々に広まり、利用が多くなってきたとのこと。我が市の図書館の利用向上を推進することで、もっともっと多くの方々に親しまれるよう赤ちゃんタイムの導入をすべきと思うのですが、考えを伺います。

続いて、3のバス通学についてです。今年度よりスクールバスの改正で対象範囲が広がり、バスに乗れる児童生徒が増えました。少子化で登校班が成り立たず、1人では危険であることの配慮でもあります。また、荒川中学校と下江川中学校が統合したことで、中学生のスクールバスも南那須中学校ルートが増え拡充されました。事業状況にあわせて柔軟に対応していただいているところであります。

しかし、烏山中学校生徒のバス通学で、スクールバス区間とコミュニティバス利用の区間があり、土曜日は運行時間が合わず、各自で送迎をする状況にあります。平日はコミュニティバスも学校まで走り充実してきてはいますけれども、子育てする立場からすると不公平感と親の負担が感じられるため改良が必要と思いますが、今後の考えを伺います。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいまは4番矢板清枝議員から、子育て支援の拡充について、読書推進について、そしてバス通学について、3項目にわたりまして御質問いただきました。順序に従いましてお答えを申し上げます。

まず、第1番目の子育て支援の充実についてお答えをいたします。1点目の病児保育事業につきましても、平成27年3月に策定いたしました子ども・子育て支援事業計画におきまして、地域子ども・子育て支援事業として地域の実情に応じて実施をしていく事業としております。

病児保育事業を実施するためには、施設内に病児専用保育室及び安静室、感染予防のための専用トイレ、手洗い場等の設備が必要でございます。また、利用児童10人につき1人以上の看護師、3人につき1人以上の保育士の常時配置が必要でございます。

しかし、既存の市内保育所や病院等施設で病児保育事業を実施できる施設がないことから、今年度は宇都宮市と病児保育施設広域利用委託契約を結び、済生会宇都宮病院病児保育施設おはな保育園を市内児童が利用できるようにいたしましたところでございます。

4月から9月までの半年間の利用状況を申し上げますが、委託先であります宇都宮市に確認

いたしましたところ、全体の利用児童は409人でありました。うち那須烏山市児童の利用はございませんでした。施設までの距離が遠く、保護者の送迎に不便なことや、利用に至るまでの児童がいなかったことが主な原因。このように考えられます。

議員御指摘のとおり、乳幼児を育てる保護者が安心して仕事と育児を両立できる環境の提供が必要でありまして、市内施設での病児保育事業実施が望ましい。このように考えております。そのために、南那須地区広域行政の構成市町であります那珂川町と内部協議を進めまして、小児科医が常勤する那須南病院での実施が最適であると判断いたしましたことから、11月2日に那珂川町長との連名で、那須南病院における病児保育施設の設置要望書を南那須地区広域行政事務組合事務局に提出いたしましたところでございます。

それを受けまして、11月11日に南那須地区広域行政事務組合幹事会で、組合側から要望書どおり実施をする方向で検討する旨の報告がありました。今後は、病児保育事業を実施するに当たり、実務的なことなどを含め、那須南病院、那須烏山市、那珂川町で検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、赤ちゃんの駅の設置についてお答えをいたします。赤ちゃんの駅は、乳幼児を連れの方が誰でも授乳やおむつがえができる施設のことでございます。赤ちゃんの駅という名称以外にもさまざまな名称で同様の取り組みが行われておりまして、外出中に授乳やおむつがえなどで立ち寄ることができるよう、市役所、公民館などの公共施設を初め商店街などにも赤ちゃんの駅として登録をしていただける店舗を募集するなど、官民協働での取り組みを行っている地域もございます。

市内の設置状況でございますが、現在、市内の主要公共施設では、授乳の場とおむつがえの場の両方を備えた施設は少ないものの、おむつ交換のためのベビーベッド等は配置をいたしております。外出先となる場所に、授乳の場、おむつがえの場の設置によりまして、乳幼児を持つ御家族が授乳やおむつがえに気兼ねすることなく出歩く機会が増えれば、外出する機会も増えて、同じような環境の方と情報交換もできるなど、子育て中の家族が安心して楽しく外出できる環境づくりに資する。このように考えられます。今後、スペース等の問題もございますが、設置や案内表記等についても調査検討をしてまいりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、イベント会場の移動式赤ちゃんの駅の設置についてでございますが、市内で開催されるイベントには、市内外から多くの方に来場していただいております。特に、野外で行われるイベントにおいて、簡易な組立式の授乳テントを設置をし、その中におむつ交換台等を用意できれば、乳幼児を連れてこられた御家族が安心して来場できる。このように思います。今後、先進事例等を参考にしながら、この件についても前向きに検討してまいりたいと思っております。御

理解いただきたいと思います。

読書推進についてお答えをいたします。1点目の読書通帳の作成についてでございますが、子供の読書活動の推進につきましては、子供の健やかな成長に資することを目的に子供があらゆる機会と場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を推進していくことが重要であると認識をいたしております。

そのため、市では平成24年4月に指定管理者制度を導入し、市立図書館のサービスの向上に努めるとともに、平成25年4月に策定いたしました子供読書活動推進計画の第2期計画に基づき、読書環境の整備を進めるため、家庭、地域、学校が連携して取り組むための推進体制づくりとそれに携わるボランティアなどの人材養成に努めておまして、平成26年度には入館者数が9万2,200人を超えるなど、その運営につきましては順調に推移していると考えております。

現在、本市の市立図書館は、子供たちの読書活動を推進するために、おはなし会などの読み聞かせを実施しておりますが、今後、より一層子供たちの読書意欲の向上を図るためにも、あらゆる方策について検討してまいりたいと考えております。

その1つといたしまして、御提言の読書通帳につきましては、市民の読書意欲の促進と図書館利用の活性化に寄与するものと認識をしております。しかしながら、その導入に関しましては、近隣市町や指定管理者の導入状況、また、実績、効果等を検証するとともに、導入に係る経費などについても十分勘案して検討してまいりたいと考えております。

2点目の図書館における赤ちゃんタイムの導入についてお答えいたします。本市におきましては、本年度より赤ちゃん成長をサポートし、豊かな心を育みながら親子の絆を深めていただくブックスタート事業を実施いたしております。一方で、乳幼児を連れながら図書館を利用する保護者に対するサポートといたしまして、館内におきまして授乳を助けるための部屋や育児支援に関する本を集めたコーナーを設けるなど、その支援に努めてまいりました。

御質問の赤ちゃんタイムにつきましては、赤ちゃんなど小さなお子さんを連れた図書館利用者が、気兼ねなく施設を利用していただくことを目的に、現在、県内におきましても宇都宮市、さくら市など一部の図書館で実施されております。

その内容につきましては、月に2回、1回につきおおむね2時間ほどの時間帯を設けて実施されているようであります。その時間帯には、ボランティアによる読み聞かせを行うなど、その取り組み内容も市町によってさまざまでございます。

このような赤ちゃんタイムの導入につきましては、本市の市立図書館の利用者やボランティアの現状を理解し、その声に耳を傾けながら今後協議をしていくとともに、現在行われておりますおはなし会などの他事業とのタイアップを考えながら、本市独自の事業の実施を検討して

まいりたいと考えております。

今後も市の読書活動の推進に関しましては、広く情報を収集するなどして調査研究を重ねながら、子供の読書環境をより充実するため、図書館相互の連携、協力のみならず、学校や地域、ボランティアとも連携協力し、市民に対しまして適切な図書館サービスを提供できるように必要な施策を積極的に進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

3番目のバス通学についてお答えをいたします。現在、烏山中学校のバス通学につきましては、市営バス、国見わらび荘線、滝見谷循環線及び烏山高部線とスクールバスを利用しております。市営バスを利用して通学している生徒は40人でございます。その内訳につきましては、国見わらび荘線16人、滝見谷循環線14人、烏山高部線10人となっております。スクールバスを利用している生徒は108人おります。登校時はどちらのバスも中学校まで乗り入れをしておりまして、学校到着時間に大きな差はございません。

しかしながら、議員御指摘のとおり、下校時は市営バスで利用している生徒は烏山駅まで行かなければならず、また、出発まで待ち時間があるなど、スクールバスで下校する生徒との差異が生じております。また、土曜日につきましても、部活の終了時間から市営バスの出発時間まで待ち時間があることから、スクールバスとの差異が生じております。

つきましては、不公平感を解消するために、平成28年度からのスクールバスの運行を検討しております。今後も通学路の安全安心の確保に向けて、スクールバスを含め地域の実情に合わせた創意工夫により、最良の方策を検討してまいりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、答弁終わります。

○議長（佐藤昇市） 4番矢板清枝議員。

○4番（矢板清枝） 丁寧な答弁承りました。続いて、再質問をさせていただきます。

病児・病後児保育なんですけれども、子供が病気でどうしても休むことができない方にとっては、済生会宇都宮病院、片道1時間弱、往復2時間くらいはかかってしまうので、本当に利便性の点から欠けているというところで、利用する方がいなかったというよりは、そこまで連れていけなかったのが利用できなかったのではないかと推測します。

今、那珂川町と協議した上で那須南病院のほうに提出していただいて、11日に幹事会のほうで協力体制を整えていただけているということなんですけれども、協議の進みぐあいというのはわかった点というのはありますでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 齋藤こども課長。

○こども課長（齋藤 進） 市長答弁のとおり、11月2日に那珂川町長と本市長名で組合のほうに要望してまいりました。その後、幹事会等でその他の事項で前向きに受けとめますと

というような報告があったようでございますが、その後も病児保育の趣旨は理解していただいているので、要望に従った協力を、可能な限り協力をしていきますというような回答はいただいております。

なお、厳しい財政の中、多額の財政を伴うわけでございまして、また、運営体制などもこれから整備していかなくてはならないところでありまして、病院側でも保育をしておりまして、その支障のないように、そういったこともありまして、また、技術的なものもこれからクリアしていかなくてはならないものが多々ありまして、これからまだまだ検討を進めていかなければならないのかなというふうに思っております。

県東地区にこのような施設がないものですから、安心した子育て支援ができる施設として期待しておりますので、那珂川町の担当者と事務レベルですり合わせしながら、これからも広域のほうに要望していきたいと思っております。現在はそのような要望を受けとっていただいた。検討に入っていますということで前向きに検討しますという回答はいただいております。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 4番矢板清枝議員。

○4番（矢板清枝） では、ぜひこの地にそういう施設をつくっていただいて、安心して子育てができる、そういう環境をつくっていただきたいと思います。

続きまして、赤ちゃんの駅なんですけれども、この赤ちゃんの駅は、先ほど市長の答弁の中にもありましたが、民間施設の方に登録をしていただいて、どんどんここで安心しておむつがえができるよという、そういうPRをしていくことをお願いしたいと思うんですけれども、その登録を増やす、そういう協力依頼をしていただくことというのはできますでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 齋藤こども課長。

○こども課長（齋藤 進） 赤ちゃんの駅の定義のようなのがあるのかなと思います。おむつがえができる場所、または授乳ができる場所、また、片方だけができる。また、進んだところでは、ミルクをあげるためのお湯を用意するようなところもありまして、それらを自治体がガイドラインをつくって定義づけをして、民間に募集をしてPRするというのが多分赤ちゃんの駅の概要なのかなと思います。

今現在、赤ちゃんの駅的な機能を持った民間施設があるかどうかは本市では確認しておりませんが、大きな集客する民間施設ではそのような施設がありまして、また、御存じのように新聞でも出ているように、他市などでは赤ちゃんの駅と称してステッカーとかのぼり旗などを上げたりしているところもございます。

今後、先ほど市長答弁のとおり、先進事例などを参考にさせていただきまして検討させていただきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 4番矢板清枝議員。

○4番（矢板清枝） 赤ちゃんの駅に対してなんですけれども、11月23日付の下野新聞で、北九州で考案されたマークというのが赤ちゃんが真ん中において、周りに哺乳びんとおむつと、そういうのが書かれているのがとってもかわいいデザインで、ちょうどおむつがえができるよという案内表示になってステッカーになって張っている、そういうものを使って全国的に広まっています、県内でも5カ所、5市町がこのマークを採用して使っているということが書かれていました。

全体的にこの赤ちゃんを育てていくという、市挙げて皆さんで守っていくという、そういう意味合いのものなので、これが張ってあるところ、とってもほんわかした気持ちになると思うんですね。それなので、ぜひとも検討していただいて、いいものを採用していただければと思います。

それと、仮設テントなんですけれども、ここにも書かれていますが、下野市も大きくマークを入れたものが書かれている移動式テントを2張り採用して、イベント向けに貸し出しをしているということなので、我が市でも仮設テント、有効なものだと思いますので、購入していただいて、皆さんにどんどんイベント会場で設置していただくことに関してはいかがでしょうか。再度質問したいんですけれども。

○議長（佐藤昇市） 齋藤こども課長。

○こども課長（齋藤 進） 移動式の赤ちゃんの駅が新聞にも出ておりまして、本市にあっても何団体か既にもうことしになって実施しておるようでございます。市長答弁のとおり、先進事例、ありますので、その中で貸し出しに関しては、非常に使いでの悪い団体なんかには貸しませんなどといういろいろなものもありまして、あと、先ほど市長からありましたけれども、衛生上の問題、管理上の問題もありますので、そこら辺検討させていただいて、先進事例を参考にさせていただきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 4番矢板清枝議員。

○4番（矢板清枝） それにあわせて、おむつがえをしたときのごみとか、きちんと持ち帰ることを原則にしたり、基本的なマナー、そういうものもあわせてきちんと指導していただく必要があるのかなと思いますので、そういうことも含めて検討していただければと思います。

続きまして、読書推進についてなんですけれども、この前、江川小学校に通う孫がノーメディアの日ということで、小学校からノーメディアの用紙をもらってきました。それに1週間、ノーメディアですからテレビを見ることとか、DVDとかそういうのを見るとか、あとゲーム

をしないと、そういうことを考え直すことをやったんですけれども、やたらとテレビをわけもなくつけていたり、そういうことを反省する機会になったんですね。

友人の男の子のお子さんはゲームばかりしていたんですけれども、それを自粛することができたと、とても喜ばれていました。これを機会あるごとにノーメディアというものを実施していただいて、その日をプラス読書の日ということで家庭で読書を楽しむ日ということにするというのも、とてもいいのかなと思っているんですけれども、この大田原市の事例なんですけれども、家庭と地域の連携の面で毎月第3日曜日をノーゲーム、ノーテレビ、読書の日として、家庭で読書を楽しむ日として制定しているということなんです。

その日、家庭の中で読書が楽しめる。そういう日を制定していますので、我が市でもノーメディアの日で、家庭の読書の日といった取り組みをしていく方向という考えはありますでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 佐藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤新一） 家庭の読書の日、大変ありがとうございます。両親の膝の上に腰をかけて、いい本に出会い触れ合うことは、その後の成長にとってとても大切なことだと思っております。

先日、図書館協議会がありまして、読み聞かせのボランティア団体の代表者から家庭での本に親しむ時間を少しでも増やすきっかけづくりをしてはどうかという提案もいただいております。今後、関係者との協議をして、具体的な方策を検討していきたいと思っております。また、栃木県では毎月第3日曜日を、先ほど議員もおっしゃいましたように、触れ合いを育む家庭の日として定めて推奨しております。県や市町村の普及推進を図っているところでございます。

その活動方針の中で、家庭での取り組み状況といたしまして、まず1つは家庭で話し合いをしましょう。あと家庭で一緒に食事をしましょう。地域の行事に積極的に参加しましょう。4つ目といたしまして、いい本を読みましょうとして推奨されております。この中の読書教育についても、読書は情操教育にも最適でございます。読書の後に家庭で感想を述べ合う時間を持つてみましょうというのを提唱していきたいと思っております。

那須烏山市でも読み聞かせや家庭での読書会を行い、本に触れ合いましょうと提唱し、この第3日曜日を今後学校教育課とともに推奨していきたいと思っております。また、あわせて、先ほど御提唱のありましたノーメディアの日につきましても一緒に推奨していきたいと思っております。どうぞよろしく御理解ください。

○議長（佐藤昇市） 4番矢板清枝議員。

○4番（矢板清枝） では、よろしくお願ひしたいと思ひます。この大田原市で出してもらったのをもらってきたんですけれども、読書通帳という貯金通帳みたいな形なんですけど、こ

ういうものなんですけど、ここに自分が読んだ本をいつ借りて、いつ返したかということと、タイトルと一言を書いて、これがどんなふうによかったとかとかという星マークをつけて、これは20冊まで記録ができるそうです。

最後に、終わったら、ここに印鑑をおしてもらって、プレゼントとしてシールをもらうという形式があるんですね。それが5冊たまったらこんなかわいらしい缶バッジがもらえるということです。

すごく楽しみながら本に親しんでもらって、どんどん読書していただくというか、その本を読むというその力というのは読解力がきちんとついて、母国語である日本の言葉をしっかりと覚えられる。しっかりできるという、そういう状況にすれば、全て中山議員が言う学力を向上させるという、そのことにもつながるのではないかと考えています。やはり、読む力、読み切る力というんでしょうかね、読み取る力、そういうものを小さいうちからしっかり身につけていけたらとそう思っています。

そして、この読書通帳なんですけれども、ブックスタートを始めるときに、お母さんに赤ちゃんに読み聞かせをしたというものも一緒になって配布しているということなんです。これは、母子手帳に入る大きさで、こここのところにやっぱり書くようになっているんですけど、赤ちゃんが気に入ったかどうかという印をつけられるようになっていて、どういうものに触れていったかというのを記録になって残ってとても楽しいのではないかなと思いますので、これ1冊、こっちが29円で、こっちが26円だそうです。それなので、すごく安いので取り組めるのではないかなと思いますので、前向きにいいものをつくっていただければと思いますので、検討をよろしくお願いいたします。

それから、赤ちゃんタイムのほうなんですけれども、お話し会のときにタイアップして考えていただけるということなので、時期的なものというのはいま決まっていますでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 佐藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤新一） 赤ちゃんタイムの導入につきましては、先ほど市長の答弁書にもありましたように、現在、各図書館で月2回ほどお話し会のほうが開催されております。そちらのほうにあわせまして、ボランティアとも協議いたしまして、赤ちゃんタイムのほうを併設するような形で努力したいなと思っております。

○議長（佐藤昇市） 4番矢板清枝議員。

○4番（矢板清枝） 了解いたしました。

では、最後に、バス通学についてなんですけれども、これはバス通学をバスにしているということで、平成28年度からスクールバスを利用するという形でよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） そのように今、準備を進めております。不公平感をなくす。そしてまた、子供たちの安全対策についても単独のスクールバスを運行したいと思えます。

○議長（佐藤昇市） 4番矢板清枝議員。

○4番（矢板清枝） そのほかの新しく乗って4月から運行されて、4月の時点ではスクールバスを利用していたお子さんも、バスよりも自転車のほうが便利だという自分の時間に合わせて通学できるからということで利用状況が変わっているのではないかと思うんですけども、その利用状況というのはわかりますでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 岩附学校教育課長。

○学校教育課長（岩附利克） それでは、私のほうから現在のスクールバスの利用状況を申し上げます。小学校については、原則2キロを超える児童についてはスクールバスの利用ということで、11月1日現在、全児童数1,216名のうちスクールバス利用者は617名ということで、50.7%がスクールバス利用ということになっております。

中学校につきましては、まず、南那須中学校でありますけれども、全生徒が267名、4キロ以上のスクールバス対象者が165名になります。そのうち自転車通学が75名、スクールバス利用者が88名、その他2名ということで、スクールバス利用者は全生徒の33%でございます。

また、烏山中学校でございますが、全生徒数が417名、そのうち4キロ以上のスクールバス対象者が182名、自転車が24名、スクールバス利用者でございますが、先ほど108名と申しましたが、登下校については108名でございますが、部活動のバス等も利用しているものですから、実際スクールバスの利用者ということだと146名になります。その他12名ということでスクールバスの利用者は全生徒の35%になっております。

中学生につきましては、遠距離からでも運動部などに入っているという方も多いので、自転車を利用する方が多くなっているという状況です。当初よりも若干自転車利用が多くなっているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤昇市） 4番矢板清枝議員。

○4番（矢板清枝） 私も、お子さんが自転車で帰る姿をよく見受けるようになりました。最近になってよく見受けるようになって、今は夏の間は日が高いのでそんなに暗くなる時間というのは早くないから安心なんですけれども、これからは暗くなるし、危険をまたそこで伴いますので、距離がちょっと長いなという生徒さんに関しては、極力バスを活用するように働きかけていただくことというのはできますでしょうか。

○議長（佐藤昇市） 岩附学校教育課長。

○学校教育課長（岩附利克） 遠距離の生徒の皆さんの通学方法につきましては、本人の希望を尊重して決定されてございますけれども、中には1人での登下校をしている、または人通りの少ない通学路を通っている。また、矢板議員もおっしゃいましたけれども、冬季、今の時期になりますと早く暗くなってしまうというようなことで、下校等に安心安全な登下校がなされないと、そんなおそれがあるものにつきましては、学校側、また保護者と相談してスクールバス通学にすることも必要であるというふうには考えております。そちらについては、相談に応じて対応していきたいと思っております。

○議長（佐藤昇市） 4番矢板清枝議員。

○4番（矢板清枝） 絶対に乗らなきゃいけないという規則をつくるというのは難しいことですので、できるだけ乗って危険を回避していただいて、バスが余った状態で空いている状態をつくらなくて、皆さんが利用して、せっかくバスを走らせていただいている以上は、そういうことも前向きによろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、最後に、バスの運転業務というのはとても神経を使うと思うんですけども、本当に大変な業務だと理解しています。また、そして、業務に携わっていただいている方に感謝をしています。ですが、未来の那須烏山市を背負って立つ児童生徒のさらなる安心、安全を心がけていただき、業務に当たっていただけますよう要望したいと思うんですけども、その点についてもよろしくお願ひしたいと思ひますので。

このさらなる発展を願って、これで一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（佐藤昇市） 以上で、4番矢板清枝議員の一般質問は終了いたしました。

---

○議長（佐藤昇市） 以上で、本日の日程は全部終いたしました。次の本会議は明日午前10時に開きます。

本日は、これで散会いたします。大変御苦労さまでした。

[午後 4時05分散会]